

## 第2期

### 海陽町子ども・子育て支援事業計画

～子どもに夢を、子育てにやさしいまちを目指して～

海陽町

令和2年3月

# 目次

<b>第1章 計画策定にあたって</b> .....	<b>2</b>
1. 計画策定の趣旨 .....	2
2. 計画の位置づけ .....	3
3. 計画の期間 .....	3
4. 策定の方法 .....	4
<b>第2章 子どもや子育て家庭を取り巻く状況</b> .....	<b>6</b>
1. 少子化の動向 .....	6
2. 家庭や地域の状況 .....	9
3. 子育て支援サービスの状況 .....	11
4. 将来推計人口 .....	13
5. 教育・保育の状況 .....	14
6. 地域子ども・子育て支援事業の状況 .....	16
7. ニーズ調査結果 .....	21
<b>第3章 計画の基本的な考え方</b> .....	<b>35</b>
1. めざす姿 .....	35
2. 基本理念 .....	35
3. 基本的な視点 .....	36
4. 基本目標 .....	37
5. 施策の体系 .....	39
<b>第4章 施策の展開</b> .....	<b>41</b>
1. 基本施策と取り組み・事業 .....	41
<b>第5章 量の見込みと提供体制</b> .....	<b>54</b>
1. 提供区域の設定 .....	54
2. 量の見込みと確保方策 .....	55
<b>第6章 計画の推進に向けて</b> .....	<b>65</b>
1. 推進体制 .....	65
2. 計画の広報・啓発 .....	65
3. PDCA サイクルによる推進・管理体制 .....	65

# 第1章

## 計画策定にあたって

# 第1章 計画策定にあたって

---

## 1. 計画策定の趣旨

近年、わが国の出生率は減少し続け、平成 17（2005）年には 1.26 まで落ち込みました。その後ゆるやかに上昇し、平成 27（2015）年には 1.45 まで持ち直したものの、引き続き低い水準で推移しており、出生率の低下が大きな社会問題となっています。一方では、都市化・核家族化の進行や地域のつながりの希薄化により、子育て家庭が気軽に周りの人々から子育てに関する助言や支援を得ることは困難となってきています。また、共働き家庭の増加等により仕事と子育ての両立等、ライフスタイルの変化等による課題がより一層複雑化・多様化しており、子育てをめぐる地域や家庭の状況は変化し続けているといえます。

とりわけ、少子化の急速な進行は、労働力の減少、子ども自身の健全な成長への影響や地域社会の活力低下、社会保障費の負担増大等、社会全体へ様々な影響を及ぼすことが懸念されています。

このような中、国では少子化対策として平成 15（2003）年に制定された「次世代育成支援推進対策法」に基づき、総合的な取り組みを進めてきましたが、子ども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受け、新たな支援制度を構築していくため、平成 22（2010）年の「子ども・子育てビジョン」を閣議決定し、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築について検討が始まりました。平成 24（2012）年には、「子ども・子育て支援法」をはじめとする「子ども・子育て関連3法」が制定され、同法に基づき、平成 27（2015）年度から子ども・子育てに関する新たな支援制度（以下「新制度」という。）が構築されました。また、平成 28（2016）年6月に「児童福祉法」が改正され、子どもが保護の対象から権利の主体へと、法の理念が大きく変わり、児童虐待の発生予防や虐待発生時の迅速かつ的確な対応が明確化されました。さらに、令和元（2019）年 10 月からは重要な少子化対策の1つとして掲げられた、幼児教育・保育の無償化が実施されました。幼児教育・保育の無償化は、幼児教育の負担軽減を図ることで、すべての子どもたちに質の高い教育の機会を保障し、生涯にわたる人格形成の基礎を培うことを目的としています。

海陽町（以下、「本町」という。）においても、平成 27（2015）年に策定した「海陽町子ども・子育て支援事業計画」（以下、「第1期計画」という。）において、子どもと子育て家庭への支援を推進してきました。しかし、さらなる少子化の進行や世帯規模の縮小、女性の社会進出による低年齢児保育ニーズの増大等、子ども・子育て家庭を取り巻く環境はめまぐるしく変化し続けています。ゆえに、第1期計画の計画期間（平成 27（2015）年～令和元（2019）年度）終了を受け、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境を整備することを目的として「第2期海陽町子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

## 2. 計画の位置づけ

本計画は、子ども子育て支援法第 61 条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。

子ども子育て支援法（抄）

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

これまで取り組みを進めてきた第 1 期計画の基本的な考え方等を継承し、子どもとその家庭に関わる施策を体系化し、総合的な展開を図るものです。

また、本計画は、実態調査の結果や関係団体等による住民の意見を反映して策定しています。

そして、本計画の推進にあたっては、国や県の子ども・子育て支援行動計画に係る指針を踏まえるとともに、「第 2 次海陽町総合計画」をはじめとする上位計画・関連計画との整合性を十分に考慮し、子ども・子育て支援を総合的に推進していく計画と位置づけます。

## 3. 計画の期間

本計画は、令和元（2019）年度までの第 1 期計画を引き継ぎ、令和 2（2020）年度から令和 6（2024）年度までの 5 年間を計画期間とします。

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 (令和元) 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
海陽町子ども・子育て支援事業計画									
			見直し・検証		第 2 期海陽町子ども・子育て支援事業計画				

## 4. 策定の方法

### (1) 調査の実施

本計画を策定するにあたり平成31(2019)年1月、「第2期海陽町子ども・子育てニーズ調査」を実施しました。

- 調査地域：本町全域
- 調査対象者：本町内在住の「就学前児童・小学1～6年生」がいる世帯・保護者
- 調査期間：平成31(2019)年1月18日(金)～平成31(2019)年1月31日(木)
- 調査方法：就学前児童…郵送による配布・回収及び保育園を通じた直接配付・回収  
小学生…小学校を通じた直接配付・回収

調査票	調査対象者数 (配布数)	有効回収数	有効回収率
就学前・小学生共通	600件	411件	68.5%

### (2) 策定体制

本計画の策定にあたり、住民・関係団体・有識者からなる「海陽町子ども・子育て会議」を設置し、本町の子育てのあり方について協議しました。

### (3) パブリックコメント

令和2年(2020)3月に本計画素案の立案に際して、パブリックコメントを実施し、住民の皆さまからのご意見を反映しました。

## 第2章

### 子どもや子育て家庭を取り巻く状況

## 第2章 子どもや子育て家庭を取り巻く状況

### 1. 少子化の動向

#### (1) 総人口及び児童人口の推移

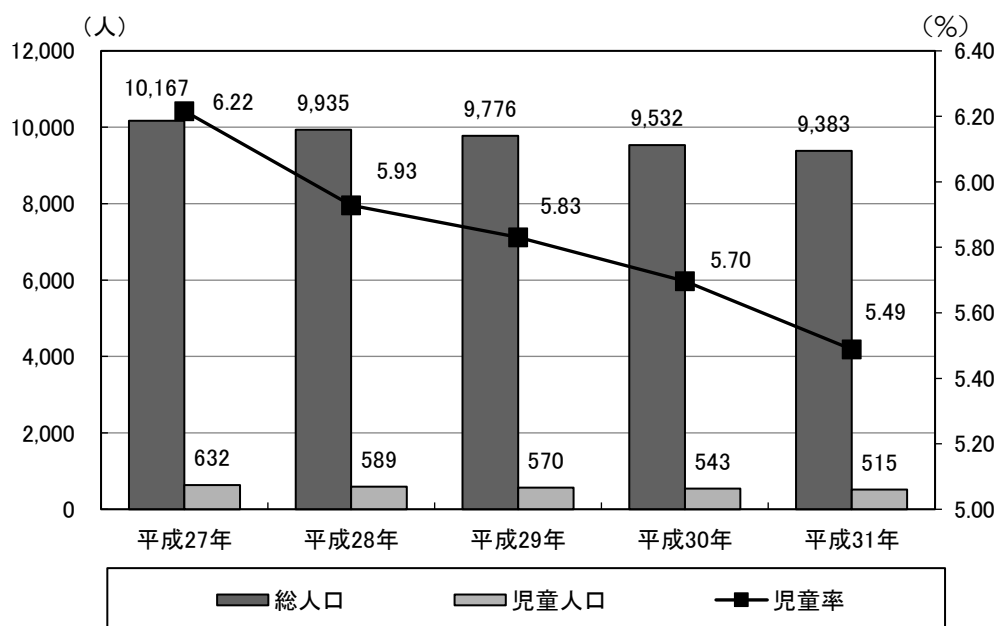
総人口及び児童人口をみると、年々減少が続いており、平成31（2019）年で総人口が9,383人、児童人口が515人となっています。

また、総人口に占める児童人口（0歳～11歳）の割合も5.49%と平成27年に比べ、0.73%低下しています。

【総人口及び児童人口の推移】

単位：人

区分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
総人口	10,167	9,935	9,776	9,532	9,383
児童人口	632	589	570	543	515
児童人口割合	6.22%	5.93%	5.83%	5.70%	5.49%



資料：住民基本台帳 各年4月1日現在



## (2) 年齢3区分人口の推移及び人口比の推移

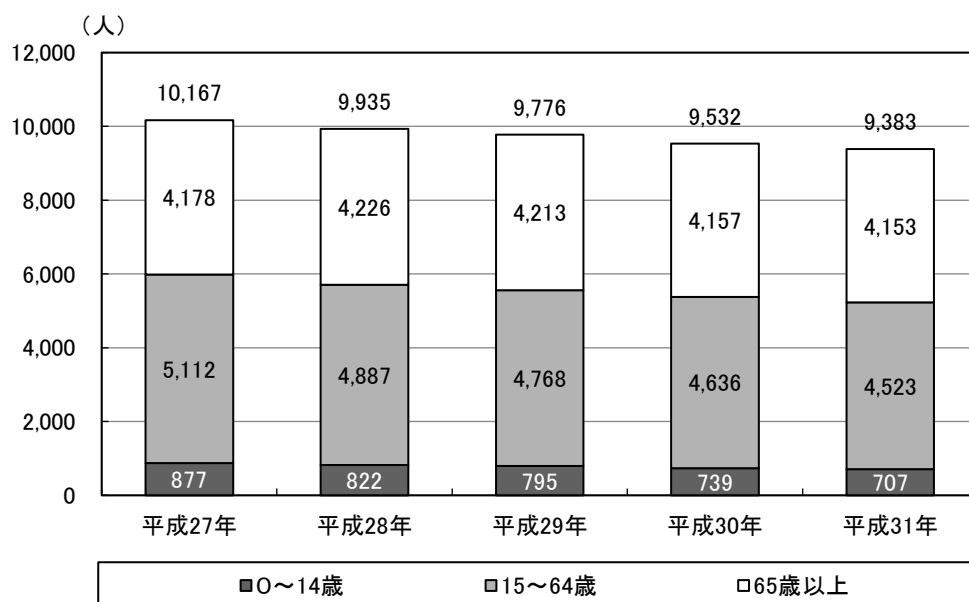
年齢3区分の人口をみると、平成31（2019）年で15歳～64歳の生産年齢人口は4,523人、0歳～14歳の年少人口は707人と減少している一方、65歳以上の人口は4,153人と横ばいに推移しています。

また、人口比をみると、15歳～64歳及び0歳～14歳の人口比が減少している一方、65歳以上の人口比は増加しており、少子高齢化が進行していることが伺えます。

### 【年齢3区分人口の推移の推移】

単位：人

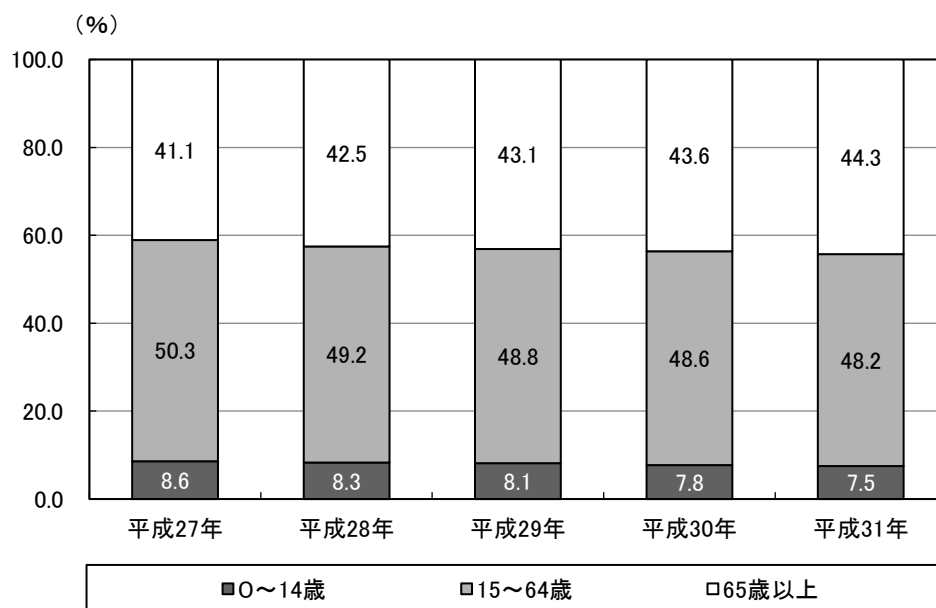
区分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
0歳～14歳	877	822	795	739	707
15歳～64歳	5,112	4,887	4,768	4,636	4,523
65歳以上	4,178	4,226	4,213	4,157	4,153



資料：住民基本台帳 各年4月1日現在

### 【人口比の推移】

区分	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
0 歳～14 歳	8.6%	8.3%	8.1%	7.8%	7.5%
15 歳～64 歳	50.3%	49.2%	48.8%	48.6%	48.2%
65 歳以上	41.1%	42.5%	43.1%	43.6%	44.3%



資料：住民基本台帳 各年4月1日現在

### (3) 出生数の推移

出生数をみると、増減を繰り返しており、平成 30（2018）年で 40 人となっています。

#### 【出生数の推移】

単位：人

区分	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
総数	42	33	48	21	40
男	20	15	23	12	18
女	22	18	25	9	22

資料：住民基本台帳

## 2. 家庭や地域の状況

### (1) 世帯の状況

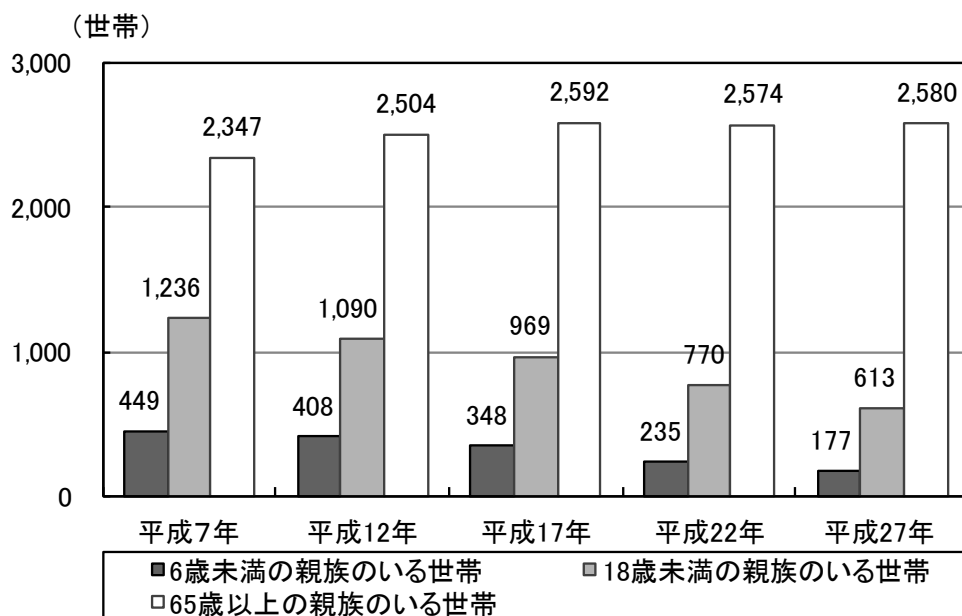
世帯数をみると、平成 12（2000）年以降は減少し、平成 27（2015）年には 4,186 世帯となっています。

また、6 歳未満の親族のいる世帯及び 18 歳未満の親族のいる世帯は大きく減少している一方、65 歳以上の親族のいる世帯は、増加傾向となっており、世帯からも少子高齢化の進行が伺えます。

【世帯の状況】

単位：世帯

区分	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
世帯数	4,482	4,717	4,677	4,464	4,186
単身世帯	996	1,258	1,329	1,377	1,454
核家族世帯	2,483	2,625	2,639	2,516	2,263
6歳未満の親族のいる世帯	449	408	348	235	177
18歳未満の親族のいる世帯	1,236	1,090	969	770	613
65歳以上の親族のいる世帯	2,347	2,504	2,592	2,574	2,580



資料：国勢調査

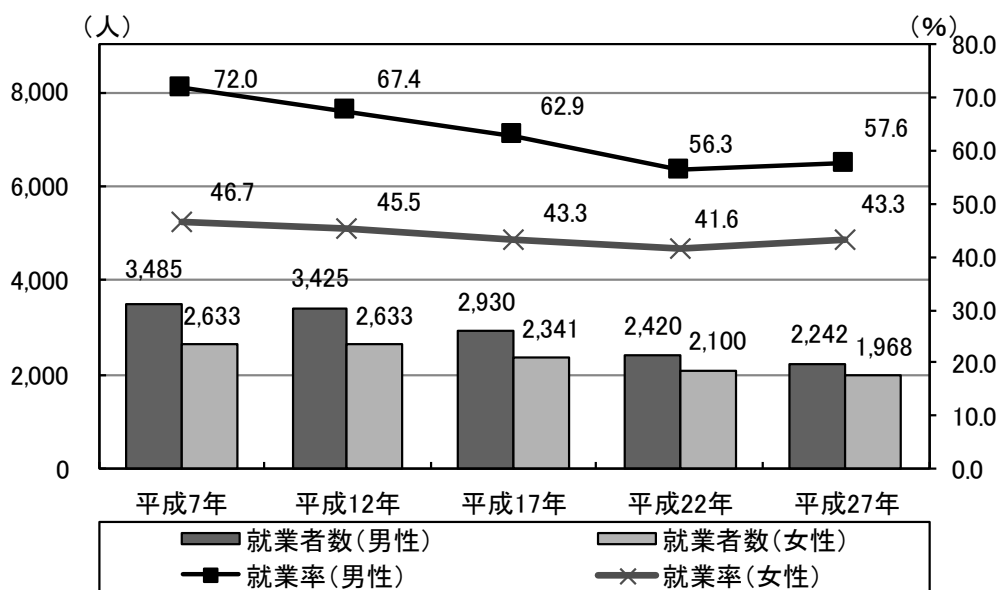
## (2) 就労状況

就業者数をみると、年々減少しており、平成 27 (2015) 年で男性が 2,242 人、女性が 1,968 人となっていますが、就業率でみると、平成 22 (2010) 年で男性が 56.3%、女性が 41.6% に対し、平成 27 (2015) 年で男性が 57.6%、女性が 43.3% と増加しています。

### 【就業者数・就業率の推移】

区分		平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
男性 (15 歳以上)	就業者数	3,485	3,425	2,930	2,420	2,242
	就業率	72.0%	67.4%	62.9%	56.3%	57.6%
女性 (15 歳以上)	就業者数	2,633	2,633	2,341	2,100	1,968
	就業率	46.7%	45.5%	43.3%	41.6%	43.3%

※就業率：15 歳以上の人口に占める就業者の割合。



資料：国勢調査

### 3. 子育て支援サービスの状況

#### (1) 保育所の状況

現在、本町には公立保育所が3カ所、私立保育所が1カ所あります。

##### 【各保育所利用者数の推移】

単位：人

区 分		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
公 立	海南保育所	31	29	28	31	26
	定員数	75	75	75	75	75
	海部西保育所	22	16	17	21	23
	定員数	45	45	45	45	45
	穴喰保育所	35	66	61	58	52
	定員数	60	60	60	60	60
私 立	二葉保育園	43	50	53	49	48
	定員数	50	50	50	50	50
	恵の園保育所	30				
	定員数	30				

※恵の園保育所は平成27（2015）年度をもって閉園。

資料：福祉人権課 各年4月1日現在

##### 【年齢別利用者数の推移】

単位：人

年 齢	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
0歳児	3	4	1	0	4
1歳児	21	24	27	22	15
2歳児	44	30	38	35	37
3歳児	42	46	32	46	39
4歳児	26	29	33	23	30
5歳児	25	28	28	33	24

資料：福祉人権課 各年4月1日現在

##### 【各保育所のサービス内容等】

区 分	定員	入所年齢	保育時間	
海南保育所	75名	1歳～3歳	7:30～17:30	
海部西保育所	45名	10ヶ月～5歳	7:30～17:30	
穴喰保育所	60名	6ヶ月～5歳	7:00～18:30	一時保育・延長保育
二葉保育園	50名	10ヶ月～5歳	7:30～18:30	一時保育

## (2) 幼稚園の状況

本町には幼稚園が1カ所あり、園児数は減少傾向にあります。

### 【幼稚園利用者数の推移】

単位：人

区 分	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
海陽幼稚園	35	40	33	26	27

資料：教育委員会 各年5月1日現在

## (3) 小学校・中学校の状況

本町には小学校が3カ所、中学校が2カ所ありますが、児童数・生徒数は減少傾向にあります。

### 【小学校・中学校の児童・生徒数の推移】

単位：人

区 分	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
小学生児童数	373	337	316	314	292
中学生生徒数	242	231	222	197	191

資料：教育委員会 各年5月1日現在

## 4. 将来推計人口

### (1) 将来推計0～17歳人口の状況

#### ■0～17歳人口の将来推計人口

単位：人

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	32	31	29	28	27
1歳	40	33	32	30	29
2歳	24	41	35	33	32
3歳	37	23	41	34	33
4歳	38	37	24	41	34
5歳	51	39	38	24	42
6歳	34	52	40	39	25
7歳	46	33	51	39	38
8歳	47	47	33	51	39
9歳	51	48	47	34	52
10歳	43	51	48	47	34
11歳	56	44	52	49	48
12歳	52	55	43	51	48
13歳	67	53	56	44	52
14歳	54	67	53	56	44
15歳	72	54	68	53	56
16歳	73	71	53	67	52
17歳	76	73	72	54	67
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0～5歳 (就学前)	222	204	199	190	197
6～11歳 (小学生)	277	275	271	259	236
12～17歳 (中・高校生)	394	373	345	325	319
小計	893	852	815	774	752

資料：センサス変化率法による人口推計

## 5. 教育・保育の状況

### (1) 1号認定

1号認定について、第1期計画期間では平成29(2017)年度までは実績が見込を上回って推移していましたが、平成30(2018)年度では実績が見込みを下回っています。平成30(2018)年度では、見込み10人に対し、実績が4人となっています。

#### 【1号認定】

単位：人

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
① 見込み	6	6	5	10
② 実績	8	13	9	4
② - ①	2	7	4	▲6

\*平成30年度の見込みは、計画の中間見直し後の数値。

### (2) 2号認定（教育二歳）

2号認定（教育二歳）について、第1期計画期間では、いずれの年度も実績が見込を上回って推移しています。平成30(2018)年度では見込みが18人に対し、実績が26人となっています。

#### 【2号認定（教育二歳）】

単位：人

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
① 見込み	22	23	17	18
② 実績	28	28	25	26
② - ①	6	5	8	8

\*平成30(2018)年度の見込みは、計画の中間見直し後の数値。

### (3) 2号認定（保育二歳）

2号認定（保育二歳）について、第1期計画期間では、いずれの年度も実績が見込を上回って、もしくは均衡して推移しています。平成30(2018)年度では見込みが103人に対し、実績が103人となっています。

#### 【2号認定（保育二歳）】

単位：人

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
① 見込み	87	79	54	103
② 実績	93	103	97	103
② - ①	6	24	43	0

\*平成30(2018)年度の見込みは、計画の中間見直し後の数値。



#### (4) 3号認定 (0歳)

3号認定(0歳)について、第1期計画期間では平成29(2017)年度までは実績が見込を下回って推移しています。平成30(2018)年度では実績が見込みを上回り、見込みが10人に対し、実績が11人となっています。

##### 【3号認定(0歳)】

単位：人

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
① 見込み	28	26	26	10
② 実績	11	12	10	11
② - ①	▲17	▲14	▲16	1

\*平成30(2018)年度の見込みは、計画の中間見直し後の数値。

#### (5) 3号認定 (1～2歳)

3号認定(1～2歳)について、第1期計画期間では、いずれの年度も実績が見込みを上回って推移しています。平成30(2018)年度では見込みが60人に対し、実績が67人となっています。

##### 【3号認定(1～2歳)】

単位：人

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
① 見込み	39	30	27	60
② 実績	70	55	73	67
② - ①	31	25	46	7

\*平成30(2018)年度の見込みは、計画の中間見直し後の数値。

## 6. 地域子ども・子育て支援事業の状況

### (1) 利用者支援事業

利用者支援事業について、第1期計画期間では見込み・実績ともにありません。

#### 【利用者支援事業】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
① 見込み	〇か所	〇か所	〇か所	〇か所
② 実績	〇か所	〇か所	〇か所	〇か所

### (2) 地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業について、令和元（2019）年10月から事業が開始したため、見込みに対して実績はありません。

#### 【地域子育て支援拠点事業】

単位：人日/年

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
① 見込み	588	480	456	200
② 実績	〇か所	〇か所	〇か所	〇か所

\*平成30（2018）年度の見込みは、計画の中間見直し後の数値。

### (3) 一時預かり事業（幼稚園型）

一時預かり事業（幼稚園型）について、第1期計画期間では平成28（2016）年度までは、実績が見込みを下回って推移していますが、平成29（2017）年度以降は実績が見込みを上回っています。平成30（2018）年度では見込みが4,000人に対して実績が4,439人となっています。

#### 【一時預かり事業（幼稚園型）】

単位：人日/年

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
① 見込み	5,227	5,252	3,821	4,000
② 実績	5,150	4,882	4,260	4,439
② - ①	▲77	▲370	439	439

\*平成30（2018）年度の見込みは、計画の中間見直し後の数値。

#### (4) 一時預かり事業（幼稚園型以外）

一時預かり事業（幼稚園型以外）について、第1期計画期間では、いずれの年度も実績が見込みを下回って推移しています。平成30（2018）年度では見込みが100人に対して実績が76人となっています。

##### 【一時預かり事業（幼稚園型以外）】

単位：人日／年

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
① 見込み	1,143	1,280	1,033	100
② 実績	51	36	102	76
② - ①	▲1,092	▲1,244	▲931	▲24

\*平成30（2018）年度の見込みは、計画の中間見直し後の数値。

#### (5) トワイライトステイ事業

トワイライトステイ事業について、第1期計画期間では、いずれの年度も実績が見込みを下回ってもしくは均衡して推移しています。平成30（2018）年度では見込みが5人に対して実績が0人となっています。

##### 【トワイライトステイ事業】

単位：人日／年

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
① 見込み	0	0	0	5
② 実績	0	0	0	0
② - ①	0	0	0	▲5

\*平成30（2018）年度の見込みは、計画の中間見直し後の数値。

#### (6) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）について、第1期計画期間では平成29（2017）年度以外、実績が見込を上回って推移しています。平成30（2018）年度では見込みが30人に対し、実績が48人となっています。

##### 【乳児家庭全戸訪問事業】

単位：人

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
① 見込み	30	30	30	30
② 実績	38	40	29	48
② - ①	8	10	▲1	18

## (7) 養育支援訪問事業

養育支援訪問事業について、第1期計画期間では、いずれの年度も実績が見込みを下回って推移しています。平成30(2018)年度では見込みが80人に対し、実績が43人となっています。

### 【養育支援訪問事業】

単位：人日/年

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
① 見込み	80	80	80	80
② 実績	47	45	51	43
② - ①	▲33	▲35	▲29	▲37

\*第2期計画では、単位を実人数に変更。

## (8) ファミリー・サポート・センター事業

ファミリー・サポート・センター事業について、第1期計画期間ではいずれの年度も、実績が見込みを上回って又は均衡して推移しています。平成30(2018)年度では見込みが30人日に対し、実績が47人日となっています。

### 【ファミリー・サポート・センター事業】

単位：人日/年

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
① 見込み	5	29	28	30
② 実績	5	29	35	47
② - ①	0	0	7	17

## (9) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

子育て短期支援事業（ショートステイ）について、第1期計画期間では平成29(2017)年度までは実績が見込みを下回って推移していましたが、平成30(2018)年度では実績が見込みを上回っています。平成30(2018)年度では見込みが10人に対し、実績が21人となっています。

### 【子育て短期支援事業】

単位：人日/年

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
① 見込み	190	170	136	10
② 実績	0	0	20	21
② - ①	▲190	▲170	▲116	11

\*平成30(2018)年度の見込みは、計画の中間見直し後の数値。

## (10) 延長保育事業

延長保育事業について、第1期計画期間では、いずれの年度も実績が見込みを下回って推移しています。平成30(2018)年度では見込みが30人に対し、実績が11人となっています。

### 【延長保育事業】

単位：人

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
① 見込み	71	63	51	30
② 実績	12	14	7	11
② - ①	▲59	▲49	▲44	▲19

\*平成30(2018)年度の見込みは、計画の中間見直し後の数値。

## (11) 病児・病後児保育事業

病児・病後児保育事業について、第1期計画期間では、いずれの年度も実績が見込みを下回って推移しています。平成30(2018)年度では見込みが5人に対し、実績が0人となっています。

### 【病児・病後児保育事業】

単位：人日/年

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
① 見込み	47	40	32	5
② 実績	0	0	1	0
② - ①	▲47	▲40	▲31	▲5

\*平成30(2018)年度の見込みは、計画の中間見直し後の数値。

## (12) 放課後児童クラブ(学童保育)

放課後児童クラブ(学童保育)について、事業は実施していないため、実績はありません。

### 【放課後児童クラブ】

単位：人

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
① 見込み	78	62	62	0
② 実績	0	0	0	0
② - ①	▲78	▲62	▲62	0

\*平成30(2018)年度の見込みは、計画の中間見直し後の数値。

### (13) 妊婦一般健康診査事業

妊婦一般健康診査事業について、第1期計画期間では平成27(2015)年度、平成30(2018)年度は実績が見込みを上回って推移し、平成28(2017)、平成29(2017)年度は実績が見込みを下回って推移しています。平成30(2018)年度では見込みが30人に対し、実績が36人となっています。

#### 【妊婦一般健康診査事業】

単位：人

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
① 見込み	30	30	30	30
② 実績	41	29	22	36
② - ①	11	▲1	▲8	6

\*第2期計画では、単位を延べ回数に変更。

## 7. ニーズ調査結果

### (1) 調査の実施

本計画を策定するにあたり平成 31（2019）年 1 月、「第 2 期海陽町子ども・子育てニーズ調査」を実施しました。

- 調査地域：本町全域
- 調査対象者：本町内在住の「就学前児童・小学 1～6 年生」がいる世帯・保護者
- 調査期間：平成 31（2019）年 1 月 18 日（金）～平成 31（2019）年 1 月 31 日（木）
- 調査方法：就学前児童…郵送による配布・回収及び保育園を通じた直接配付・回収  
小 学 生…小学校を通じた直接配付・回収

調 査 票	調査対象者数 (配布数)	有効回収数	有効回収率
就学前・小学生共通	600 件	411 件	68.5%

【参考：前回調査】

調 査 票	調査対象者数 (配布数)	有効回収数	有効回収率
就学前児童	167 件	82 件	49.1%
小学生児童	83 件	30 件	36.1%

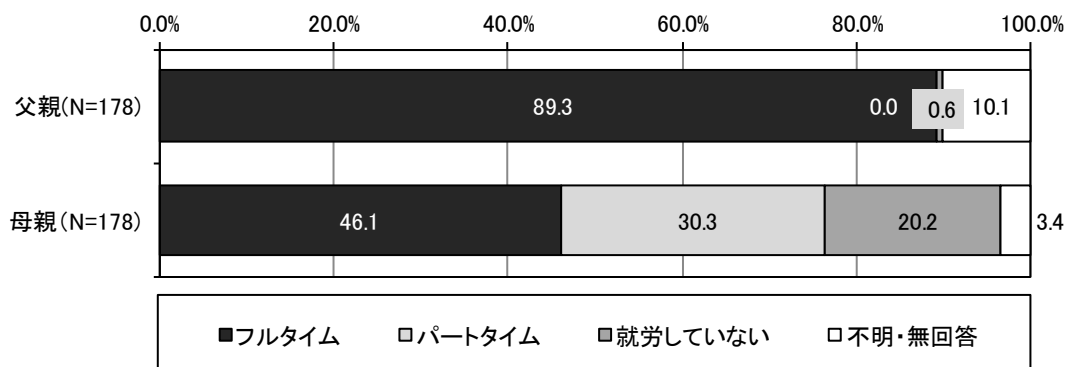
## (2) 調査結果

### ■保護者の就労状況について（就学前児童／小学生児童）

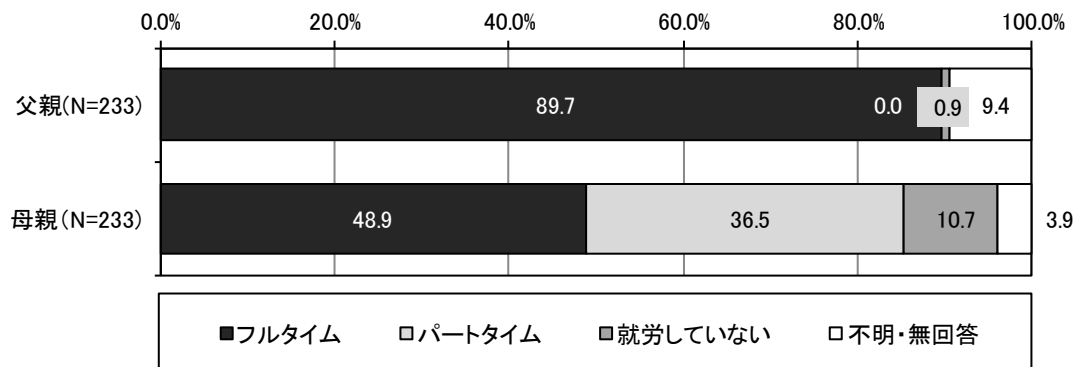
現在の就労状況についてみると、就学前児童、小学生児童ともに、父親は「フルタイム」がそれぞれ89.3%、89.7%ともっとも高く、母親は、「フルタイム」がそれぞれ46.1%、48.9%もっとも高く、次いで「パートタイム」がそれぞれ30.3%、36.5%となっています。

#### 【保護者の就労状況】

##### (就学前)



##### (小学生)





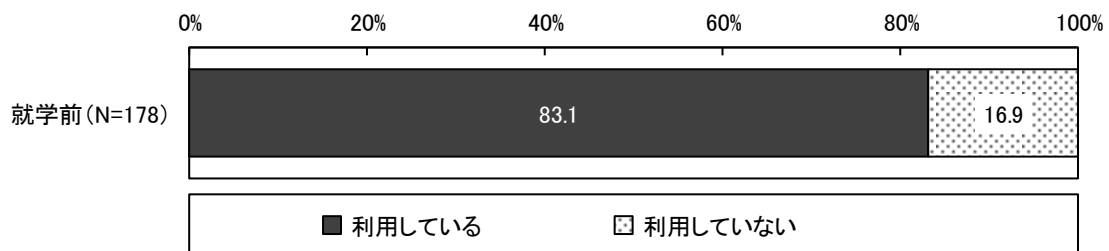
## ■幼稚園・保育園などの利用状況について（就学前児童）

幼稚園や保育園などを利用しているかについてみると、「利用している」が83.1%、「利用していない」が16.9%となっています。

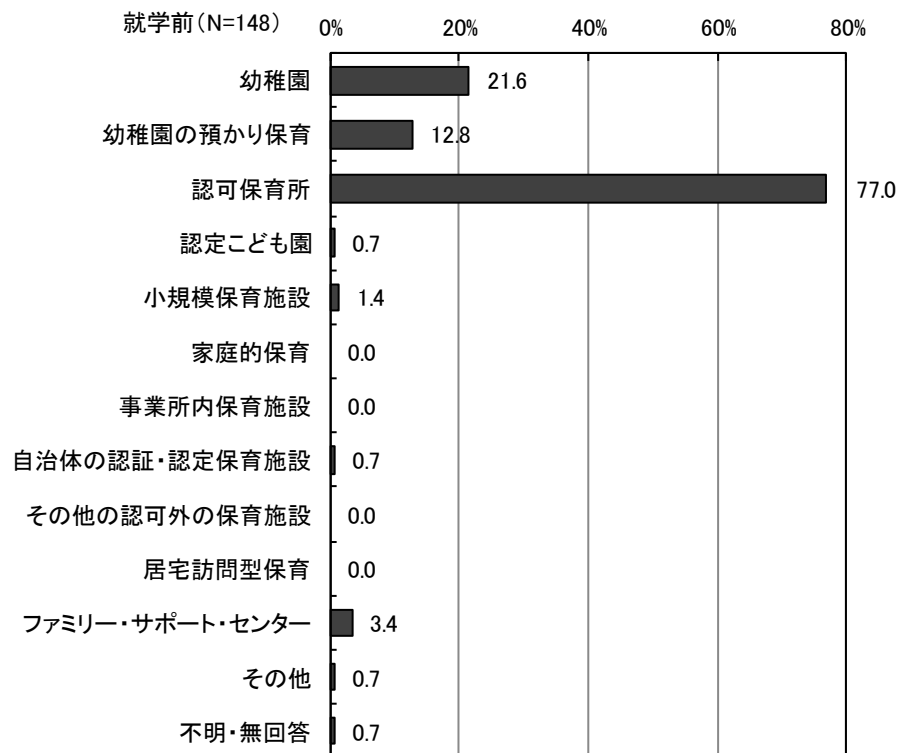
また、利用しているサービスの内訳についてみると、「認可保育所」が77.0%ともっとも高く、次いで「幼稚園」が21.6%となっています。

そして、今度利用したいサービスについてみると、「認可保育所」が67.4%ともっとも高く、次いで「幼稚園」が43.8%、「幼稚園の預かり保育」が33.1%となっています。

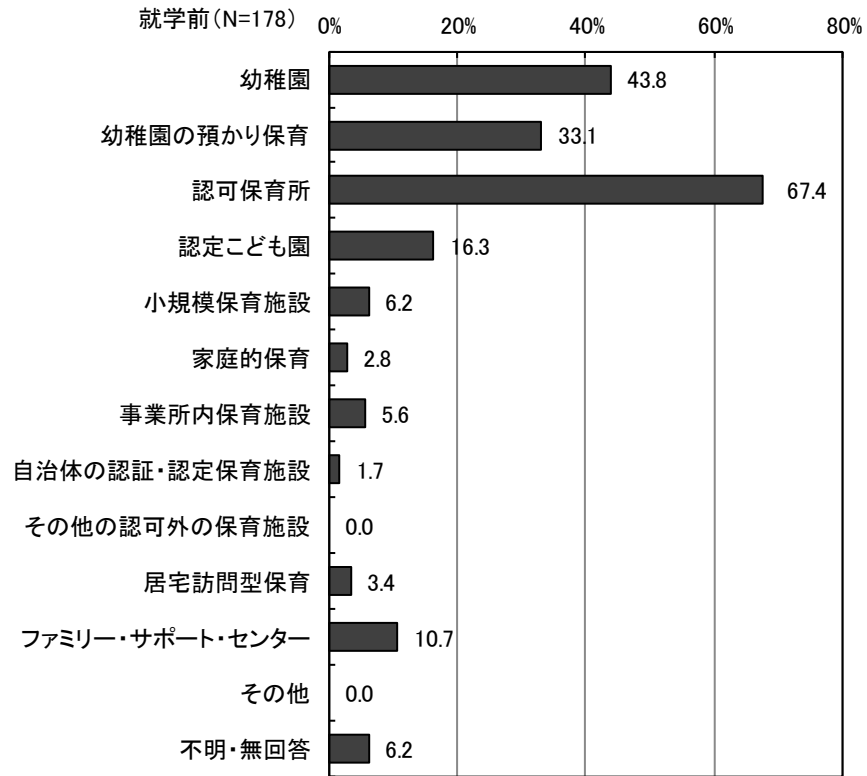
### 【幼稚園・保育園などの利用状況】



### 【利用状況の内訳】



【今後利用したいサービス】



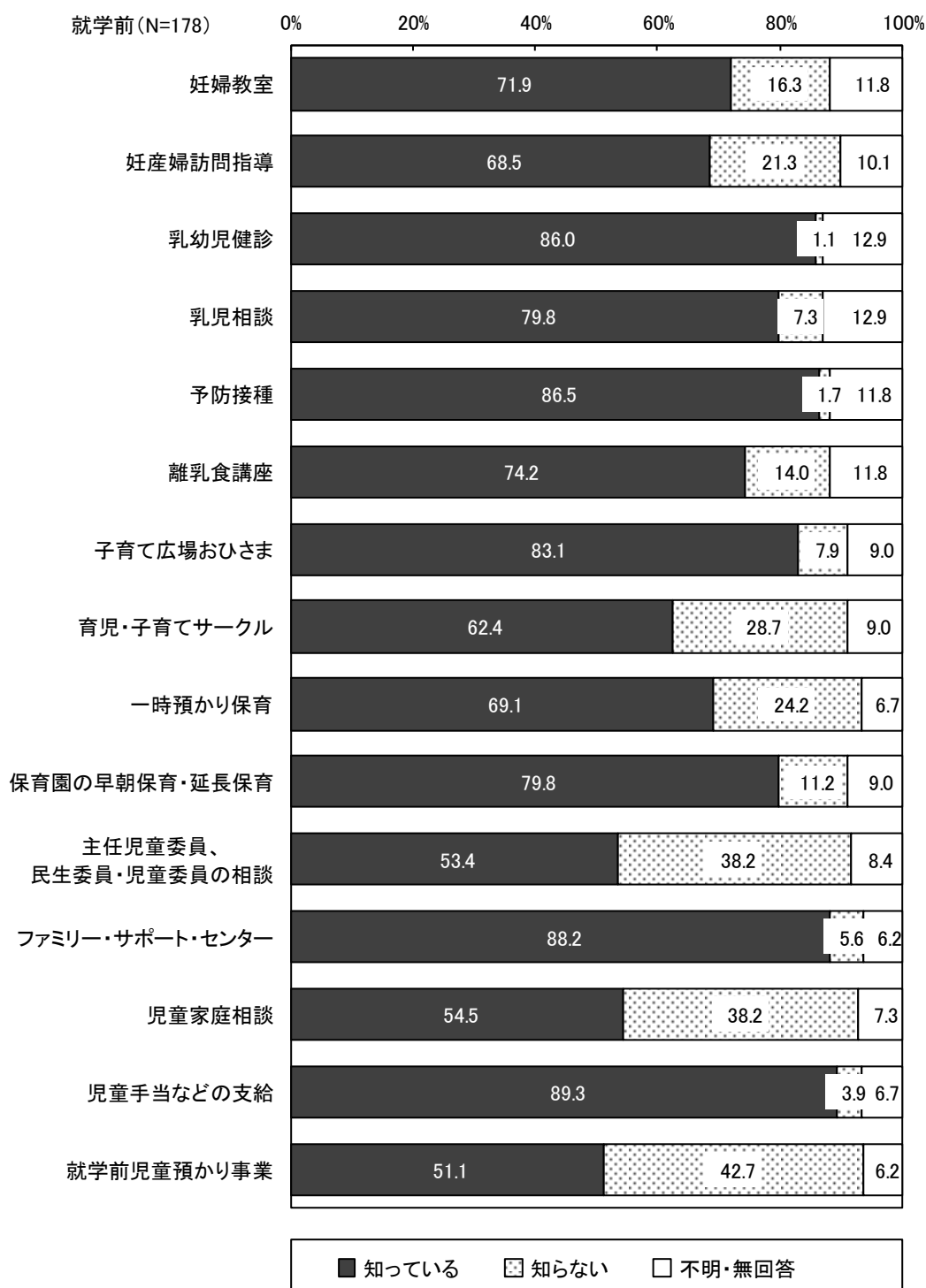
## ■地域の子育て支援に関する事業の利用状況について（就学前児童）

事業の認知度についてみると、「児童手当などの支給」が89.3%ともっとも高く、次いで「ファミリー・サポート・センター」が88.2%、「予防接種」が86.5%となっています。

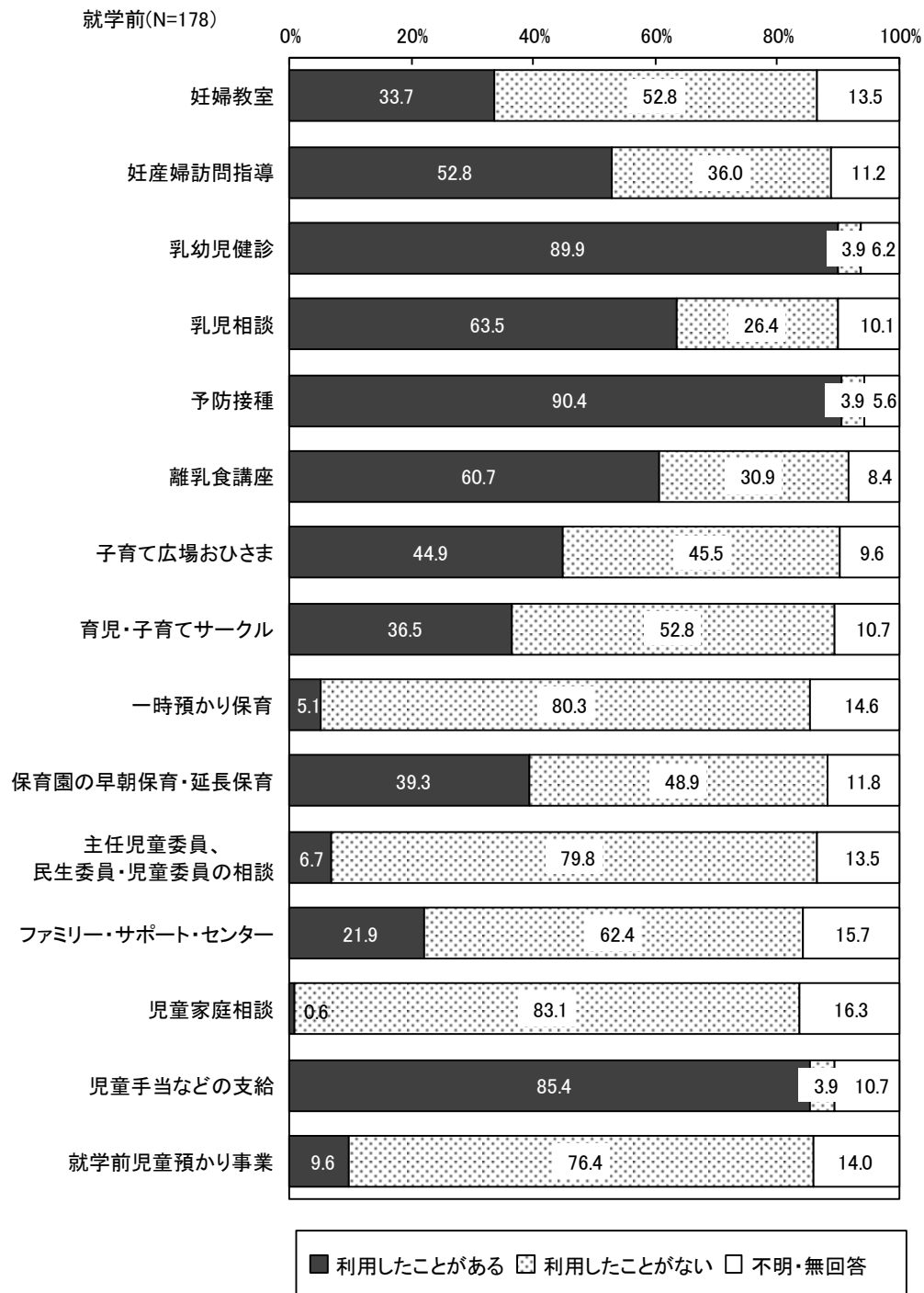
また、事業の利用経験についてみると、「予防接種」が90.4%ともっとも高く、次いで「乳幼児健診」が89.9%、「児童手当などの支給」が85.4%となっています。

そして、事業の利用意向についてみると、「予防接種」が82.6%ともっとも高く、次いで「児童手当などの支給」が80.3%、「乳幼児健診」が73.6%となっています。

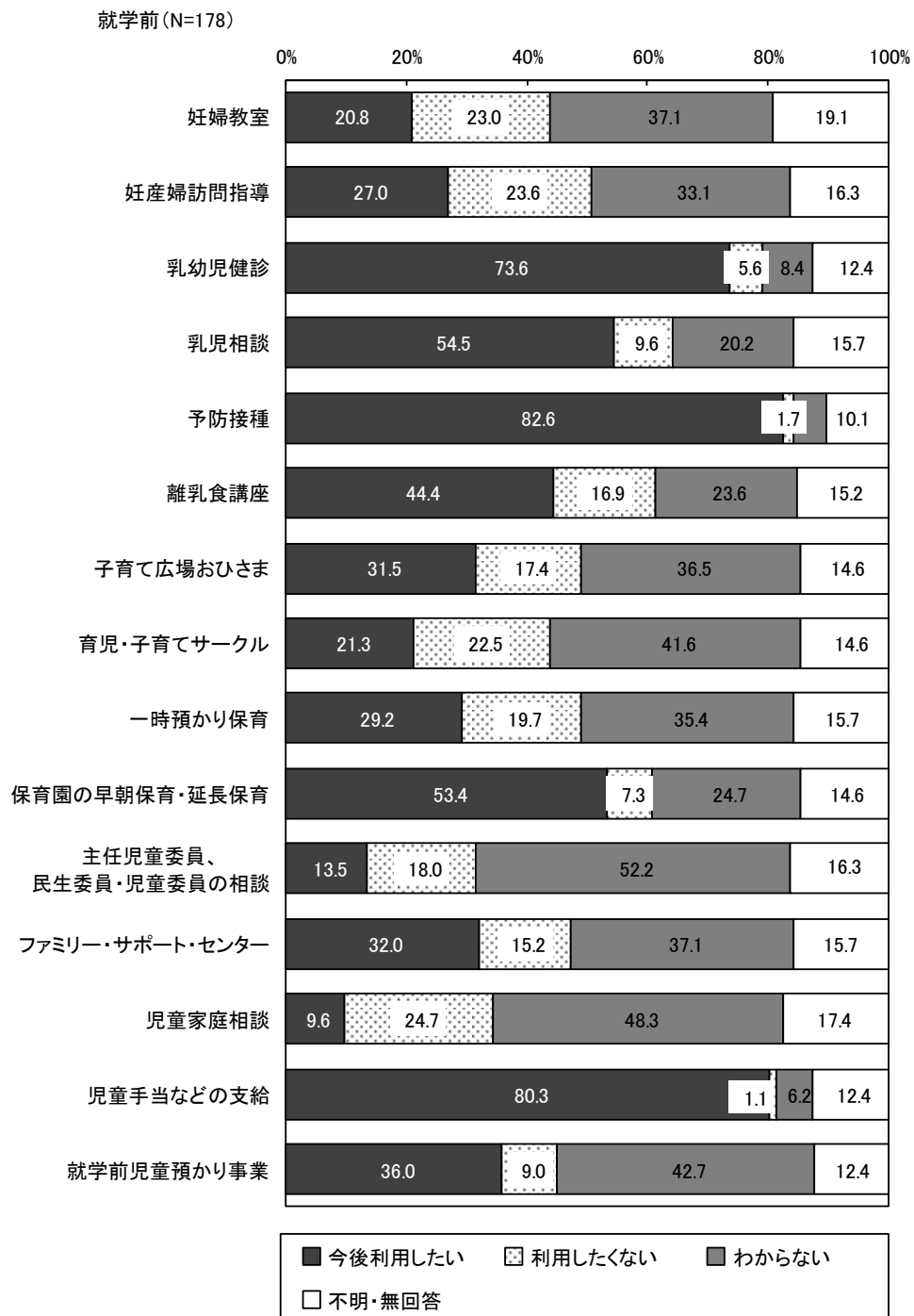
【地域の子育て支援に関する事業の利用状況\_認知度】



【地域の子育て支援に関する事業の利用状況\_利用度】



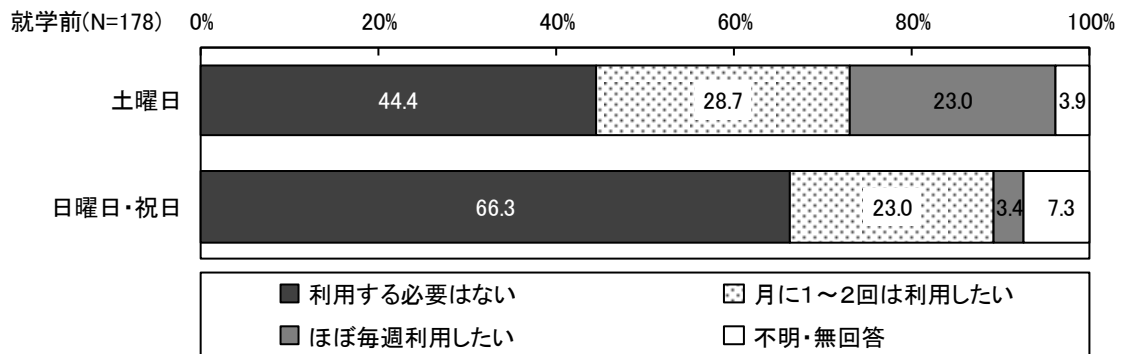
【地域の子育て支援に関する事業の利用状況\_利用意向】



■土曜日と日曜日・祝日の定期的な教育・保育事業の利用意向について（就学前児童）

土曜日と日曜日・祝日の保育サービスの利用希望についてみると、土曜日、日曜日・祝日ともに「利用する必要はない」がそれぞれ44.4%、66.3%ともっとも高くなっています。

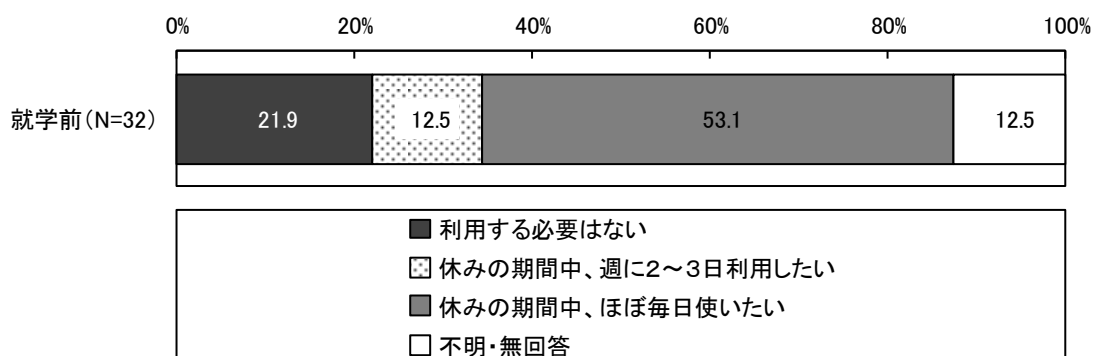
【土曜日と日曜日・祝日の定期的な教育・保育事業の利用意向】



■長期休暇中（夏休み・冬休みなど）の定期的な教育・保育事業の利用意向について（就学前児童）

夏休み・冬休みなど長期の休暇期間中の幼稚園や保育園の利用希望についてみると、「休みの期間中、ほぼ毎日使いたい」が53.1%、次いで「利用する必要はない」が21.9%となっています。

【長期休暇中（夏休み・冬休みなど）の定期的な教育・保育事業の利用意向】

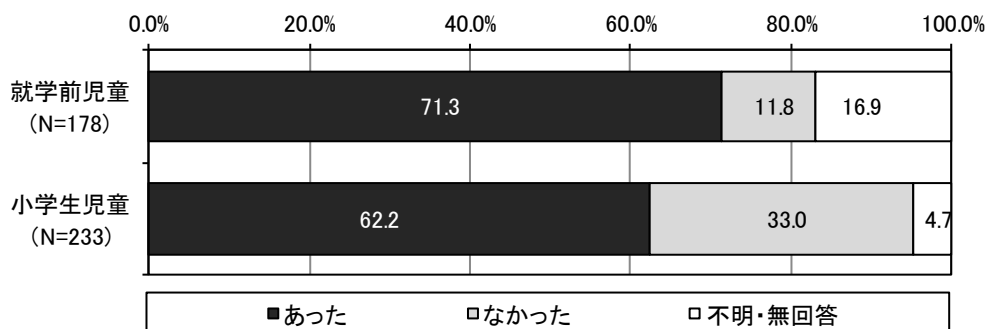


## ■病気の際の対処方法について（就学前児童／小学生児童）

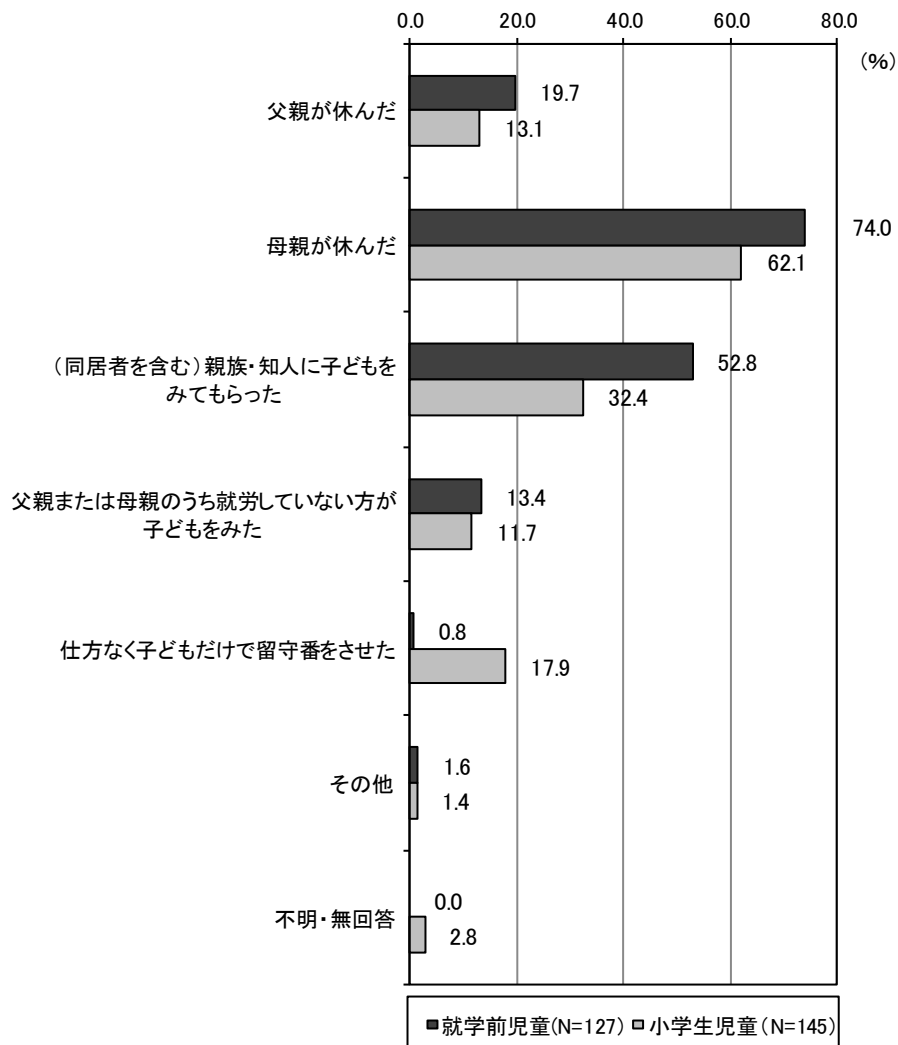
この1年間に、子どもが病気やケガで幼稚園や保育園、小学校を休んだかについてみると、「あった」が就学前児童で71.3%、小学生児童で62.2%ともっとも高くなっています。

子どもが病気やケガで幼稚園や保育園、小学校を休む際の対処方法についてみると、「母親が休んだ」が就学前児童で74.0%、小学生児童で62.1%ともっとも高く、次いで「(同居者を含む)親族・知人に子どもをみてもらった」が就学前児童で52.8%、小学生児童で32.4%となっています。

### 【病気の際の休暇取得有無】



### 【病気の際の対処方法】

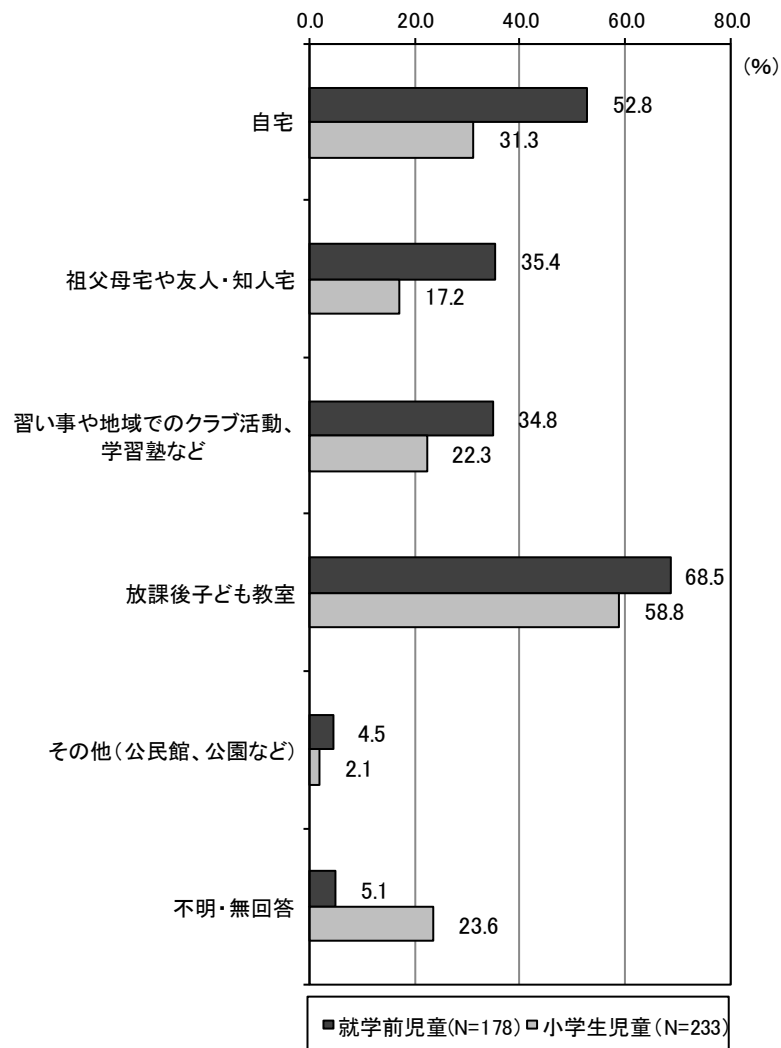


## ■放課後の過ごし方について（就学前児童／小学生児童）

放課後に子どもを過ごさせたい場所についてみると、低学年では「放課後子ども教室」が就学前児童で68.5%、小学生児童で58.8%ともっとも高く、次いで「自宅」が就学前児童で52.8%、小学生児童で31.3%となっています。

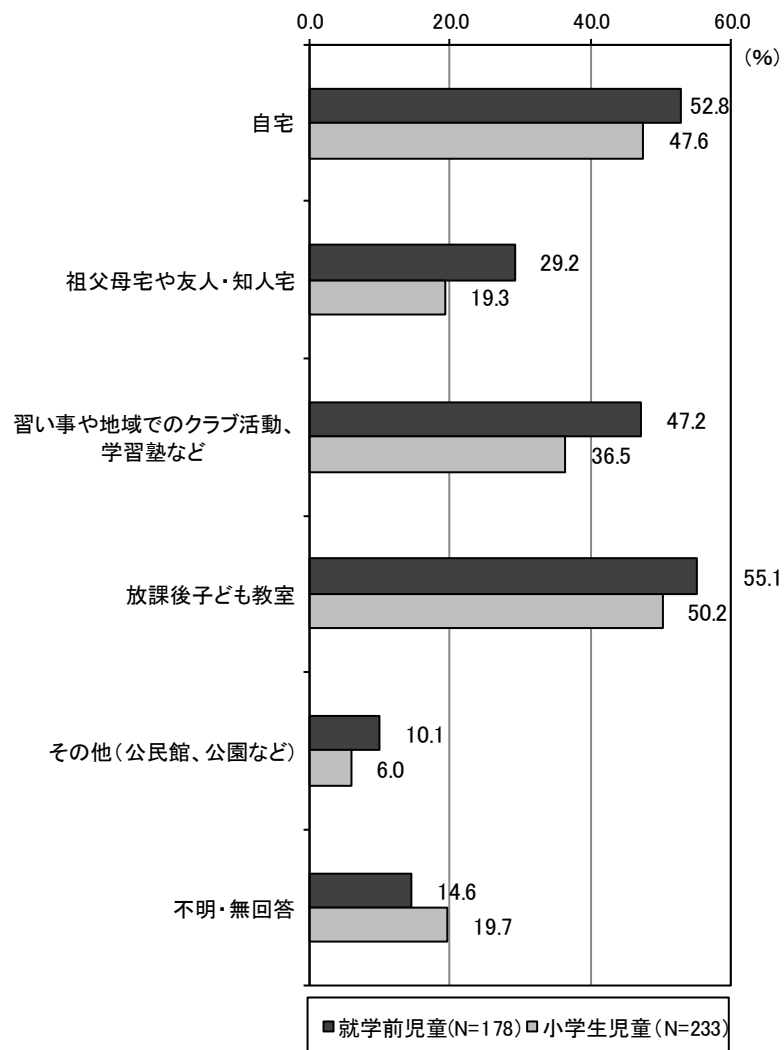
高学年では「放課後子ども教室」が就学前児童で55.1%、小学生児童で50.2%ともっとも高く、次いで「自宅」が就学前児童で52.8%、小学生児童で47.6%となっています。

【放課後の過ごし方\_小学校低学年（1～3年生の間）】





【放課後の過ごし方\_小学校高学年（4～6年生の間）】

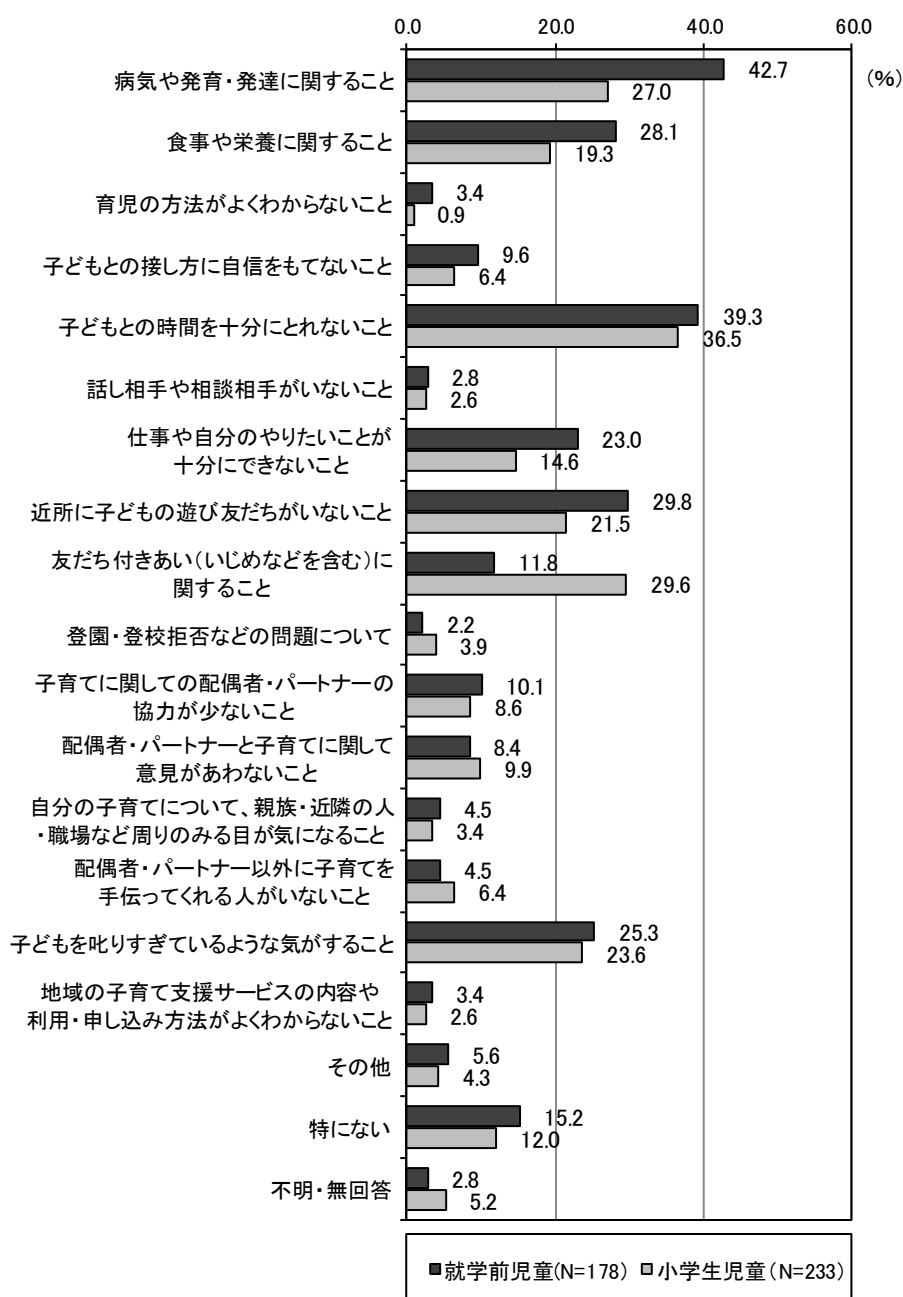


■子育てに関して日頃悩んでいること、気になることについて（就学前児童／小学生児童）

子育てに関して、日頃悩んでいること、気になることについてみると、就学前児童では「病気や発育・発達に関すること」が42.7%ともっとも高く、次いで「子どもとの時間を十分にとれないこと」が39.3%、「近所に子どもの遊び友だちがいないこと」が29.8%となっています。

小学生児童では「子どもとの時間を十分にとれないこと」が36.5%ともっとも高く、次いで「友だち付き合い（いじめなどを含む）に関すること」が29.6%、「病気や発育・発達に関すること」が27.0%となっています。

【子育てに関して、日頃悩んでいること、気になること】

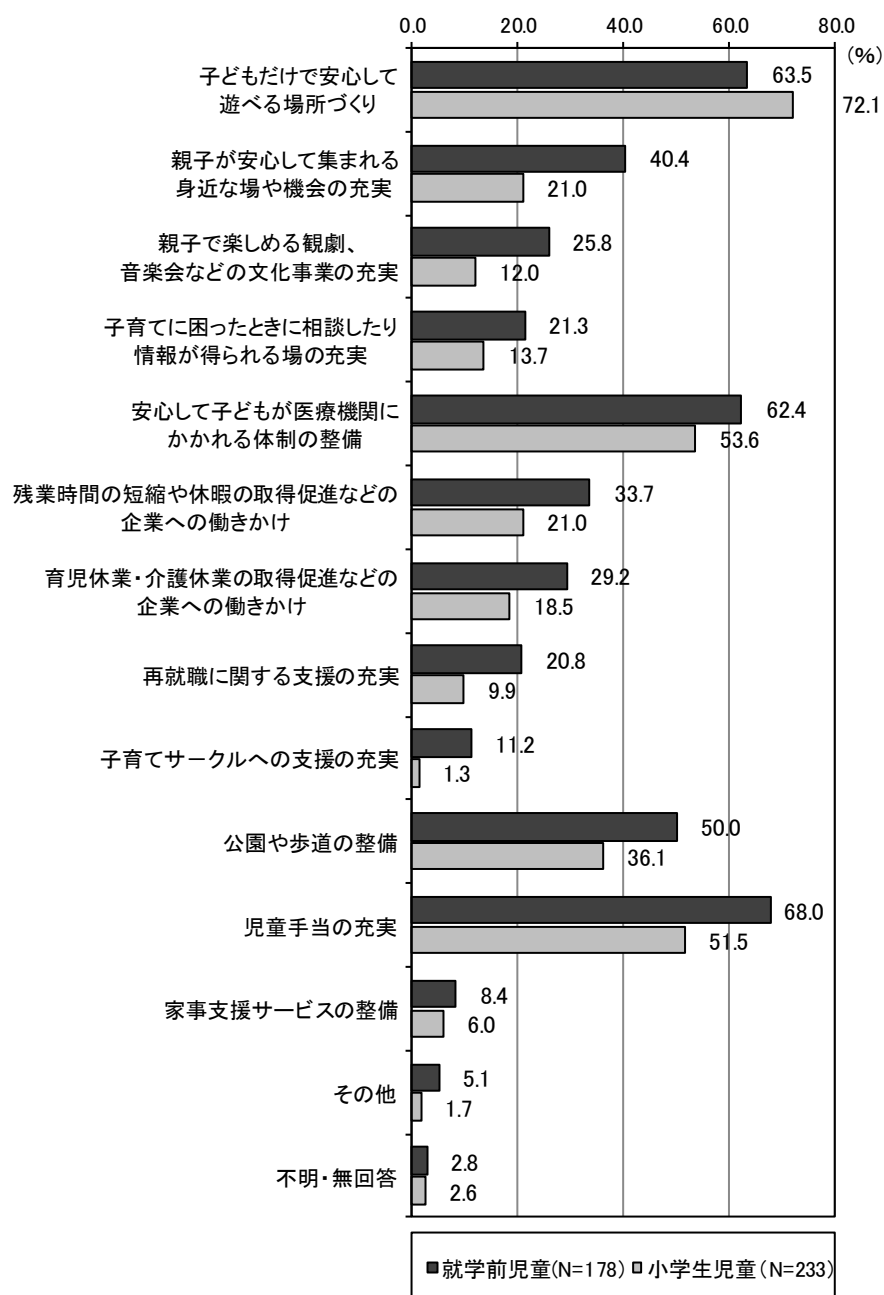


## ■行政サービスへの要望について（就学前児童／小学生児童）

子育て支援で行政にもっと力を入れてほしいものについてみると、就学前児童では「児童手当の充実」が68.0%ともっとも高く、次いで「子どもだけで安心して遊べる場所づくり」が63.5%、「安心して子どもが医療機関にかかれる体制の整備」が62.4%となっています。

小学生児童では「子どもだけで安心して遊べる場所づくり」が72.1%ともっとも高く、次いで「安心して子どもが医療機関にかかれる体制の整備」が53.6%、「児童手当の充実」が51.5%となっています。

### 【行政サービスへの要望】



# 第3章

## 計画の基本的な考え方

## 第3章 計画の基本的な考え方

---

### 1. 目指す姿

#### 子どもに夢を、子育てにやさしいまちを目指して

本町で生まれ育つ子どもが夢と希望をもち成長していくことは、住民すべての願いです。次代を担う子どもを育むことは、家庭と地域社会が存続するための基本的条件であり、子どもたちの笑顔があふれる町は明るい未来をつくり出すものです。そのためには、保護者も笑顔で喜びや生きがいを感じながら安心して子どもを生み育てられる環境の整備が必要です。

本計画では、これまでの事業計画の目指してきた方向性を継承し、子育てにやさしいまちづくりの実現に向けて取り組んでいきます。

### 2. 基本理念

#### 1、子どもの視点を尊重します。

子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮します。

#### 2、すべての子どもと子育て家庭を支援します。

子育てと仕事の両立支援だけでなく、家庭で子どもをみている親を含めた全ての子育て家庭への支援を行います。

#### 3、社会全体で子育てを支援します。

子育てに関わる全ての人がある喜びを感じるために、家庭・地域・企業・行政等が連携して、社会全体で子育てを支援していきます。

### 3. 基本的な視点

基本理念を実現するために、本計画では次の8項目を基本的な視点として施策に取り組みます。

#### ●●視点1 子どもを第一に考える視点

次代を担う子どもたちの幸せを第一に考え、子どもに関わるさまざまな権利が擁護され、子どもの利益が最大限に尊重されるように配慮します。

#### ●●視点2 すべての子どもと家庭への支援の視点

外国人家庭への配慮等、子育て家庭の生活実態や子育て支援に関するニーズの多様化に伴い、利用者のニーズに対応した総合的な取り組みにより、すべての子どもと子育て家庭を支援していきます。

#### ●●視点3 仕事と生活の両立の実現を促す視点

子育てと仕事、仕事と家庭生活の両立が円滑にできるよう、職場における子育てへの配慮を促していきます。

#### ●●視点4 地域社会全体で子育てを支える視点

子育ての第一義的な責任は保護者にありますが、地域社会、事業主、行政等、様々な担い手が協力して、子どもたちが健やかに育つ環境を整えていきます。

#### ●●視点5 教育・保育の量と質を確保する視点

行政サービスの対象が幼児・児童である教育・保育サービスに関して、量を確保するとともにサービスの質を高めていきます。また、教育・保育に従事する者に研修を行うなど、幼児教育・保育の質の向上を推進します。

#### ●●視点6 地域の社会資源を活用する視点

豊かな自然環境や受け継がれてきた伝統文化等、地域の社会資源を十分に活用していきます。

#### ●●視点7 地域の実情に応じた取り組みの視点

町内の様々な地域特性を踏まえ、子ども・子育て支援のさらなる充実を図るために、地域の特性に応じた取り組みを推進していきます。

#### ●●視点8 次代の担い手づくりという視点

次世代の親となる子どもが、豊かな人間性を形成し、自立して家庭をもつことができるよう、長期的な視野に立った子どもの健全育成のための取り組みをしていきます。

## 4. 基本目標

前述の基本理念と基本的な視点に基づき、次のような9つの基本目標を定めます。

### 基本目標1 幼児期の学校教育・保育の充実

少子化や核家族化の進行による働き方の多様化により、子育て世帯の環境は大きく変化しています。このような状況に対応するため、安心して子どもを預けることのできる教育・保育施設の充実を図ります。

### 基本目標2 地域における子育て支援の充実

共働き家庭、ひとり親家庭等、子育てに関わるすべての人に対して、必要なサービスを必要なときに受けられるよう、地域における様々な子育て支援サービスの充実を図っていきます。また、子育て支援ネットワークの形成や子育て支援情報の充実を図り、不安や悩みにも明確に対応できるよう、子育て支援を充実していきます。

### 基本目標3 親と子の健康の確保と推進

妊娠・出産にはじまり、育児の各ステージにおける子どもとその親の心身の健康を維持・増進していくために、母子保健事業をはじめ、「食育」の推進、各種育児相談、思春期保健対策の充実等、親と子の健康の確保と増進を図ります。

### 基本目標4 子どもの心身の成長に資する教育環境の整備

子どもたちが、様々な学習の機会や人々との交流を通じて、次代を担う社会の一員として成長できるよう、家庭、学校、地域における教育環境の整備を進めます。

### 基本目標5 子育てを支援する生活環境の整備

子どもを安心して産み育てることができるよう、子育てにやさしい生活環境の整備を推進し、心豊かに生活できる環境づくりに努めていきます。

### 基本目標6 仕事と生活の調和の促進

すべての子育て家庭において、仕事と子育ての両立を支援するための各種子育てサービスの充実に努めるとともに、育児休業制度等の関連制度の情報提供により、意識啓発に取り組みます。

## **基本目標7 子どもたちの安全の確保**

交通事故や犯罪等の被害に遭うことのない安心・安全な地域づくりのため、警察等、関係機関と連携し、地域ぐるみで事故や犯罪を未然に防ぐ取り組みを推進していきます。

## **基本目標8 要保護児童への対応等きめ細やかな取り組みの促進**

より細やかな支援が必要な子どもとその保護者が安心して生活できるよう、ひとり親家庭に対する生活支援や障害児に対する福祉サービス等の取り組みを進めます。また、児童虐待に対しては、地域の関係機関と体制強化を図り、発生予防や早期発見、その後の保護・支援対策等の充実に努めます。

## **基本目標9 経済的な支援の推進**

子育てに伴う出費等の経済的不安を解消するため、様々な経済的支援を通じて、子育て家庭の経済的負担の軽減を推進します。



## 5. 施策の体系

【目指す姿】

子どもに夢を子育てにやさしいまちを目指して

【基本理念】

1. 子どもの視点を尊重します

2. すべての子どもと子育て家庭を支援します

3. 社会全体で子育てを支援します

【基本方針】

1. 幼児期の学校教育・保育の充実

2. 地域における子育て支援の充実

3. 親と子の健康の確保と推進

4. 子どもの心身の成長に資する教育環境の整備

5. 子育てを支援する生活環境の整備

6. 仕事と生活の調和の促進

7. 子どもたちの安全の確保

8. 要保護児童への対応等きめ細やかな取り組みの促進

9. 経済的な支援の促進

# 第4章

## 施策の展開

## 第4章 施策の展開

### 1. 基本施策と取り組み・事業

#### (1) 基本目標1 幼児期の学校教育・保育の充実

##### 1-1 幼児期の学校教育・保育の充実

子育て家庭の生活実態や意向を十分に踏まえた教育・保育の受け皿の整備を図ります。教育・保育の一体的な提供に向けて、認定こどもの設置を検討するなど、教育・保育の連携強化に努めます。

##### ■施設型保育給付

事業名	担当課	事業の概要及び今後の方針
幼稚園	教育委員会	幼児期の特性を踏まえ、小学校以降の教育の基盤をつくる教育環境の整備を図ります。
保育所	福祉人権課	保育を必要とする子どもの受け入れを行い、事業計画に基づき必要な入所定員の確保に努めます。
認定こども園	福祉人権課	就学前の子どもに関する教育・保育や子育て支援を総合的に提供する機能を備えた「認定こども園」の設置を実情に応じ、検討していきます。

#### (2) 基本目標2 地域における子育て支援の充実

##### 2-1 地域における子育て支援の充実

すべての子育て家庭における支援を行うため、地域における様々な子育て支援の充実を図るとともに、子育て支援事業に関する情報提供等を行います。

##### ■地域子ども・子育て支援事業

事業名	担当課	事業の概要及び今後の方針
利用者支援事業	福祉人権課	子ども及び保護者が、地域の子ども・子育て支援事業等の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、利用者支援を図ります。 また、子育て世代包括支援センターの設置を進め、妊娠期から子育て期にわたり育児相談や助言を行うとともに、必要に応じて関係機関との連絡調整を行います。

事業名	担当課	事業の概要及び今後の方針
病児・病後児保育事業	福祉人権課	保育所や幼稚園に通っている児童が病気又は病気回復期のため、集団生活が困難な場合に一時的に預かる事業です。より地域のニーズに対応できるよう事業の見直しを検討します。
地域子育て支援拠点事業	福祉人権課	乳幼児及びその保護者が相互に交流を行う場所を提供し、子育てについての講習や育児相談等を実施します。今後、他の関係機関との連携を深め、より一層地域に密着した支援を行います。
子育て短期支援事業（町外施設への委託）	福祉人権課	保護者の疾病等により、家庭において子どもの養育が一時的に困難となった際、児童養護施設等において子どもの預かりを行います。
夜間養護等事業（町外施設への委託）	福祉人権課	児童を養育している家庭の保護者が、仕事等の理由により家庭において児童の養育が困難になった際、児童養護施設等において一時的に子どもの預かりを行います。
ファミリー・サポート・センター事業	福祉人権課	乳幼児や児童の一時預かりや送迎等、育児の援助を受けた人で行いたい人による相互援助活動の連絡調整を行います。今後、イベントや広報活動に努め、会員の増加とともにサービスの充実を図ります。

## 2-2 保育サービスの充実

施設型保育給付、地域型保育給付、地域子ども・子育て支援事業以外で、多様な保育需要に応じて、利用しやすい保育の提供を推進します。

事業名	担当課	事業の概要及び今後の方針
一時預かり事業	福祉人権課	緊急時や育児疲れ等の解消等のため、一時的に保育所等で保育を行う事業です。
延長保育事業	福祉人権課	就労形態の多様化に伴う保育需要に対応するため、通常保育を延長した保育を行います。
幼稚園における預かり保育事業	教育委員会	幼稚園利用者のうち保護者の就労等により、保育の必要な園児を降園時間後や長期休業期間中に預かる事業です。
公立保育所の民間委託	福祉人権課	民間活力の活用により、より一層の利用者ニーズに応えるとともに、安定した新たな保育サービスの提供ができるよう地域のニーズ等を踏まえ検討していきます。

## 2-3 児童の健全育成

地域において、放課後や週末等に児童が自主的に参加し、自由にかつ安全に過ごすことのできる場の提供に努めるとともに、地域社会全体で児童の健全育成に努めます。

事業名	担当課	事業の概要及び今後の方針
放課後子ども教室	教育委員会	放課後の時間を活用し、地域ボランティアの参画を得て、子どもたちとともに学習やスポーツ、文化活動等の取り組みを実施する事業です。
びっくり箱	社会福祉協議会	小学生を対象に地域住民、ボランティアの協力と支援による住民参加型体験学習・地域交流を行います。
保育所地域活動事業（世代間交流事業）	福祉人権課	老人福祉施設を訪問したり、地域の高齢者を保育所の行事に招いたりするなど、園児との交流を図ります。
主任児童委員の活用	福祉人権課	主任児童委員活動を活発化し、児童虐待や子育てに関する相談・援助活動の充実に努めます。
海陽町 PTA 連絡協議会助成金	教育委員会	本町の PTA 連合会に対し、補助金を交付し、活動の活性化を図ります。
青少年育成海陽町民会議	教育委員会	青少年の健全育成を図るために、家庭・学校・地域との連携した情報交換会、非行防止、体験学習に取り組みます。

## (3) 基本目標3 親と子の健康の確保と推進

### 3-1 親と子の健康の確保と推進

妊娠期や出産期等を通じて母子の健康が確保されるよう、母子保健における健康診査、訪問指導、保健指導等の充実に努めます。

事業名	担当課	事業の概要及び今後の方針
妊婦一般健康診査事業	福祉人権課	妊婦一般健康診査を積極的に受けることで、妊婦及び胎児の健康管理の向上を図ります。母子手帳交付時に保健師より情報提供や個別相談を行います。
妊婦歯科健診	福祉人権課	町内指定の歯科医療機関で妊娠中に歯科健診を受けることで、妊娠・出産における口腔の健康増進と異常の早期発見を図ります。
新生児聴覚検査	福祉人権課	出産病院等で新生児聴覚検査に係る費用を助成することで、聴覚の異常の早期発見、支援を図ります。
パパママ教室	福祉人権課	妊婦とその家族等を対象に、妊娠・出産・育児についての正しい知識の普及を図るとともに、妊婦同士の交流の場、母性の気づきの場を提供します。

事業名	担当課	事業の概要及び今後の方針
産後簡易検査	福祉人権課	産後 2 ヶ月以降の母親を対象に血圧・検尿・血糖値検査等を実施し、産後の母親の健康管理を行います。
乳幼児相談・育児相談・発達相談	福祉人権課	育児に関する相談の場を設け、子どもの行動や様子を見つめ、発育・発達の状態を学ぶことで、育児の不安の解消を図ります。
乳幼児健診	福祉人権課	乳児検診、1 歳 6 ヶ月児健診、3 歳児健診、4・5 歳児健診を実施し、生活習慣の確立、発達への支援を図ります。
予防接種	福祉人権課	予防接種の啓発や補助金の実施を行うことにより、感染症に対する免疫確保を図り、感染症の蔓延防止と感染を予防します。
乳児家庭全戸訪問事業	福祉人権課	新生児・乳児のいる家庭を保健師が訪問し、子育てにおける不安や疑問の軽減と発達への支援を行います。
養育支援家庭訪問事業	福祉人権課	出産後間もない時期や養育が困難な家庭に対して、家庭が抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図るよう支援します。
母子保健連絡会	福祉人権課	母子保健に関わる関係機関と情報共有、意見交換等を行い、円滑な連携体制づくりを行います。
母子保健推進員	福祉人権課	出産・育児経験者を推進員に任命し、妊婦や乳幼児の保護者の相談や支援等、母子保健の推進と母子保健事業の円滑化を図ります。

### 3-2 「食育」の推進

保育所、学校等と連携を図り、保護者に対して「食育」の重要性を認識してもらうとともに、乳幼児期から思春期までの発達段階に応じた食に関する学習の機会や情報の提供を進めます。

事業名	担当課	事業の概要及び今後の方針
妊婦面談	福祉人権課	妊婦（とその夫）を対象に、貧血、妊娠中毒症の予防や胎児の順調な発育に必要な食事を学び、妊娠・出産・育児について正しい知識の普及を図ります。
離乳食教室	福祉人権課	乳児をもつ保護者を対象に、管理栄養士、保健師、歯科衛生士等が離乳食の作り方、食べさせ方等を情報提供することで、個々の発育に応じた「食」に関する学習を図ります。

事業名	担当課	事業の概要及び今後の方針
保育所における栄養指導	福祉人権課	保育所において、管理栄養士による「食」に関する講話を通じて食育の推進を図ります。また、「海陽戦隊ゲンキレンジャー」の劇を通じて、子どもたちにも分かりやすく「食」の大切さを伝えていきます。
歯科保健指導	福祉人権課	乳幼児健診、保育所・幼稚園・小中学校において、口の発達や虫歯予防、食とのつながりを指導していきます。
食育学習	教育委員会	学校を中心に家庭や地域と連携を図り、様々な学習や体験活動を通して食に関する関心や理解を高め、子どもの健全な食生活の実現と豊かな人間形成を図ります。

### 3-3 思春期保健対策の充実

学校教育と連携を図りながら、事業の実施を通じて、思春期における心の教育を行い、児童の心の問題に対応していきます。

事業名	担当課	事業の概要及び今後の方針
思春期体験学習	福祉人権課	胎児の成長や離乳食、歯の成長について学び、赤ちゃんとのふれあいを通じて、命の大切さやお互いを大切にする心、母性父性を育てていきます。
思春期講演会	福祉人権課	中学生を対象に、心と体の性についての正しい知識が普及し、母性父性を育み、生命の尊さを学ぶ機会を作ります。

### 3-4 小児医療の充実

医療費の助成の対象を高校修了まで拡大し、経済的にも安心して医療機関にかかるよう事業を推進していきます。

事業名	担当課	事業の概要及び今後の方針
子どもあゆみ医療費助成事業	福祉人権課	町内に住所のある高校修了（18歳）までの子どもを養育する者に対し、保険診療の自己負担額（一部負担金）を助成し、経済的にも安心して医療機関にかかるよう事業を推進します。

## (4) 基本目標4 子どもの心身の成長に資する教育環境の整備

### 4-1 子どもの生きる力の育成に向けた教育環境の整備

子どもの「学力」と「生きる力」、両者のバランスのとれた学校教育の実現にむけて、教育環境の整備を図ります。

事業名	担当課	事業の概要及び今後の方針
外国青年招致事業	教育委員会	国際理解を深めるため、英語指導助手による外国語教育や国際交流の推進に努めます。
幼児英語教育事業	福祉人権課	保育所・幼稚園において、英語による遊び等を通じて、就学前から英語に慣れ親しめるよう推進していきます。
カウンセリング事業	教育委員会	相談員を設置することにより、子どもたちの悩み・ストレス・不安等の解消に努めていきます。
学校評議員	教育委員会	校長が保護者や地域住民の意向を把握することで、学校運営に反映させるとともに、地域に開かれた学校づくりを推進していきます。
町費教員の配置	教育委員会	個に応じた、きめ細かな指導のため、町費教員の配置と充実に努めます。
ICT教育	教育委員会	ICT環境の整備を進め、児童生徒の情報活用能力の育成や情報モラル教育の推進を図ります。
グローバル教育推進事業	教育委員会	グローバル教育推進員を配置し、就学前から高校までの英語教育・各種取り組みを充実させ、英語で日常会話ができる力を身につけられるように推進していきます。

### 4-2 家庭や地域の教育力の向上

学校・家庭及び地域の連携の下に、家庭や地域における教育力を総合的に高める事業を推進していきます。

事業名	担当課	事業の概要及び今後の方針
就学前健診時講演会	教育委員会	就学に向けて、子どもの生活リズムの確立や身の自立、学習の準備ができるよう、就学前の子どもをもつ保護者を対象に講演会を行い、スムーズに入学できるよう支援していきます。
子ども芸術劇場児童劇巡回講演	教育委員会	町内の小学生を対象に、優れた芸術鑑賞の機会を提供します。
人形劇等公演事業	教育委員会	未就学児を対象に人形劇等の公演を行います。
海陽町文化祭・芸能発表	教育委員会	文化祭行事の一環として中学生ブラスバンド演奏、海部高校和太鼓演奏を合同で行います。



事業名	担当課	事業の概要及び今後の方針
体育館等の施設の利用提供	教育委員会	学校教育に支障がない範囲で、生涯スポーツの振興のため社会体育施設を開放します。
海陽町体育協会助成事業	教育委員会	各種スポーツ大会の開催やスポーツ指導者の養成を行っている町体育協会に運営費を助成します。
放課後子ども教室〈再掲〉	教育委員会	放課後の時間を利用して地域ボランティアの参画を得て、子どもたちとともに実施している学習やスポーツ、文化活動等の取り組みを実施します。
土曜学習の推進	教育委員会	文化財めぐりや防災学習、グローバル教育等、様々な体験活動を行うことにより、「生きる力」を育成します。

## (5) 基本目標5 子育てを支援する生活環境の整備

### 5-1 安心・安全なまちづくりの推進

子どもが犯罪・事故に遭わないような安心・安全なまちづくりを進めるとともに、大規模な災害に備えて、防災設備の整備や、防災の啓発を進めていきます。

事業名	担当課	事業の概要及び今後の方針
防犯灯の整備	危機管理課	防犯灯の新設や修理等の整備を行います。
防災啓発事業	危機管理課	春・夏の全国火災予防運動期間中、消防団による町内巡回広報・年末夜警の実施・各学校単位での避難訓練の実施等を行います。
公共施設の整備	各担当課	高齢者・障害者・妊産婦・乳幼児を連れた人等、すべての人が利用しやすい公共設備の整備を実施可能な範囲で推進します。

## (6) 基本目標6 仕事と生活の調和の促進

### 6-1 仕事と子育ての両立の推進

仕事と子育ての両立支援のための体制整備や、関係法制度等の広報・啓発・情報提供を推進します。

事業名	担当課	事業の概要及び今後の方針
通常保育事業〈再掲〉	福祉人権課	保育を必要とする子どもの受け入れを行い、保育を実施します。また、事業計画に基づき、必要な入所定員の確保に努めます。

事業名	担当課	事業の概要及び今後の方針
ファミリー・サポート・センター事業 〈再掲〉	福祉人権課	乳幼児や児童の一時預かりや送迎等、育児の援助を受けた人で行いたい人による相互援助活動の連絡調整を行います。今後、イベントや広報活動に努め、会員の増加とともにサービスの充実を図ります。
長期預かり事業	福祉人権課	就労世帯への子育て支援対策として、長期休業期間中の小学生の預かりを実施する団体への補助事業です。
未就学児預かり事業	福祉人権課	幼稚園・保育所卒園後から小学校入学までの児童の預かりを実施し、子育てと仕事の両立を支援します。

## (7) 基本目標7 子どもたちの安全の確保

### 7-1 交通安全教育の推進

子どもたちを交通事故から守るために、警察・教育・保育施設等関係機関が連携・協力し、総合的な交通安全防止対策を推進します。

事業名	担当課	事業の概要及び今後の方針
交通安全啓発活動	危機管理課	子ども及び子育てを行う親等を対象に交通安全啓発活動を行います。
スクールガード活動	教育委員会	通学路等において、登下校の子どもの見守りを実施します。

### 7-2 犯罪等から守るための安全確保の推進

犯罪に関して、警察等関係機関と連携・協力して子どもを犯罪から守る活動を推進します。

事業名	担当課	事業の概要及び今後の方針
防犯対策	福祉人権課	各保育所において、防犯マニュアルをもとに、防犯訓練を実施し、防犯対策の充実に努めます。
防犯対策	教育委員会	幼稚園・学校において、防犯マニュアルをもとに訓練を実施し、非常時に対する対応力の向上に努めます。

## (8) 基本目標8 要保護児童への対応等きめ細やかな取り組みの推進

### 8-1 児童虐待防止施策の充実

児童虐待に対する総合的な支援に向け、民生児童委員・警察・教育機関・医療機関等の関係機関との連携体制を整備し、児童虐待の防止、早期発見、早期解決につながる協力体制を構築していきます。

事業名	担当課	事業の概要及び今後の方針
要保護児童対策地域協議会	福祉人権課	要保護児童及び保護者に関する情報交換や支援内容を協議し、児童虐待の防止や早期発見・解決のため関係機関と効果的な協力関係を築き、児童虐待防止体制の整備を図ります。
児童家庭相談援助	福祉人権課	児童虐待の相談や通告を受け、家庭の調査やケース検討を行い、必要な支援内容を決定・実施し、児童や家庭の支援を行います。

### 8-2 ひとり親家庭の自立支援の推進

子育てや生活支援、就業支援、養育費の確保等について、総合的な支援を通じてひとり親家庭の自立促進を図ります。

事業名	担当課	事業の概要及び今後の方針
ひとり親家庭等医療費助成	福祉人権課	18歳の年度末までの児童を扶養しているひとり親家庭の父・母又は児童の医療費を助成します。
児童扶養手当	福祉人権課	18歳の年度末までの児童を養育している配偶者のいない者に手当を支給します。
母子寡婦福祉資金貸付	福祉人権課	母子(父子)家庭や寡婦(寡夫)の方に対して、資金の貸付を行い、自立の援助と児童の福祉の推進に努めます。
母子生活支援施設(すだち寮)の運営	福祉人権課	母子の生活支援を目的として施設の運営を行います。部屋数は9室あり、1室はDV等の緊急時に対応するため確保しています。
母子家庭等に対する相談・情報提供	福祉人権課	母子家庭に対し、生活全般の相談・情報提供を行い、自立の支援・促進を推進していきます。

### 8-3 障害児施策の充実

障害のある子どもに対し、経済的支援や介護支援、相談・指導等を行い、地域社会で自主的に生活できる環境を整備していきます。

事業名	担当課	事業の概要及び今後の方針
乳幼児健康診査 (再掲)	福祉人権課	乳幼児の健全な発育、発達を促進するため、医科・歯科健診等を実施するとともに、発達障害児等の早期発見と育児対策を図ります。
未熟児養育医療助成	福祉人権課	体重が2,000g以下、又は身体の発達が未熟なままで生まれた赤ちゃんが、指定された医療機関に入院した場合、医療費の自己負担分を助成します。
特別児童扶養手当	福祉人権課	障害があり、介護等の支援を要する状態にある児童(20歳未満)を在宅で養育している者に対し、扶養手当を支給します。
障害児福祉手当	福祉人権課	重度の障害があり、日常生活上の活動が著しく制限され、介護等の支援を要する状態にある在宅の児童(20歳未満)に対し、手当を支給します。
自立支援医療(育成医療)費の負担軽減	福祉人権課	身体に障害を有する児童や、将来その障害を有するおそれのある児童が、指定医療機関における手術等の治療(育成医療)により、その障害の改善が見込まれる場合、その医療費の自己負担を軽減します。
自立支援医療(精神通院医療)費の負担軽減	福祉人権課	精神疾患(てんかんを含む)の治療のため、指定医療機関への通院による医療(精神通院医療)を継続的に要する病状にある児童の医療費の自己負担を軽減します。
補装具購入・修理費用の支給	福祉人権課	失われた身体の一部、あるいは身体機能を補完するために必要な補装具の購入又は修理費用の一部を支給します。
補聴器購入費の助成	福祉人権課	身体障害手帳の交付対象とならない、軽度・中等度の難聴児童の補聴器購入費用の一部を助成します。
日常生活用具購入費の支給	福祉人権課	重度の障害を有する児童の日常生活を容易にするために必要となる日常生活用具の購入費の一部を支給します。
相談支援事業	福祉人権課	障害を有する児童の保護者等の相談に応じ、情報提供や権利擁護のための必要な援助等を行います。
障害福祉サービス	福祉人権課	障害を有する児童に、居宅介護(ホームヘルプ)、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所等のサービスを提供します。
障害児通所サービス	福祉人権課	障害を有する児童に、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等のサービスを提供します。

事業名	担当課	事業の概要及び今後の方針
意思疎通支援事業	福祉人権課	聴覚障害、言語機能障害、音声機能障害、視覚障害その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある児童に、手話通訳、要約筆記、代筆等の方法により、他者との意思疎通を支援する手話通訳者、要約筆記者、代筆サポーター等の派遣を行います。
移動支援事業	福祉人権課	屋外での移動に著しい制限のある視覚障害、全身性障害、知的障害、精神障害を有する児童に、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動支援を行います。
日中一時支援事業	福祉人権課	家族の就労支援若しくは障害を有する児童を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的として、短期入所（ショートステイ）事業所等において、児童の日中における活動（預かり）の場を提供します。
訪問入浴サービス事業	福祉人権課	重度の身体障害を有する児童に、居宅訪問型の入浴サービスを提供します。
保育所での障害児の受け入れ	福祉人権課	保護者や関係機関と連携して、保育所で障害児を受け入れ、子どもの育ちを見守ります。
特別支援教育	教育委員会	保護者や関係機関と連携して、特別に支援を必要とする児童に対し、教育的支援を行います。
巡回支援専門員整備事業	福祉人権課	幼稚園、保育所等に専門指導員が巡回支援を行い、障害の早期発見や早期対応のための助言等の支援を行います。

## （９） 基本目標９ 経済的な支援の促進

### ９－１ 経済的な支援の促進

各種経済支援を行うことにより、経済的にも安心して生み育てられる環境の整備に努めます。

事業名	担当課	事業の概要及び今後の方針
保育料の軽減	福祉人権課	多子世帯に対する保育料の軽減・無料化を実施します。 3～5歳児の全世帯と0～2歳児の非課税世帯の保育料を無償化します。
就学援助	教育委員会	経済的な理由により子どもに教育を受けさせることが困難な保護者に対し、給食費等学校に係る費用の一部を援助します。

事業名	担当課	事業の概要及び今後の方針
奨学金貸付	教育委員会	町内に住所を有する者の子どもでかつ高等学校・大学等に在籍、又は入学が決定しており、学業・人物とも優秀な者で経済的理由により就学が困難な者に対して貸付を行います。
給食費助成（小中学校）	教育委員会	町内に住所を有する小中学生を対象に給食費を助成します。
給食費助成（幼稚園）	教育委員会	給食副食費を全額補助します。（3子目以降は主食費も含む。）
給食費助成（保育所）	福祉人権課	3歳児から5歳児の給食副食費を全額補助します。
通学補助金	教育委員会	遠距離通学費に要する経費の一部又は全部を補助します。
体操服購入費助成	教育委員会	小学校・中学校の新入生を対象に、体操服購入費を上限5,000円まで助成します。
中学卒業祝い金	教育委員会	町内に住所を有する第3子以降の中学校又は特別支援学校中学部を卒業する生徒の保護者に支給します。
ベビー用品レンタル事業	福祉人権課	無償でベビー用品の貸出を行います。（ベビーベット：1歳まで、チャイルドシート・ベビーカー：2歳まで）
とくしま在宅育児応援クーポンの配布	福祉人権課	0～2歳児の育児を家庭で行っている世帯に対して、子育て支援サービスに利用できるクーポン券を配布します。
妊婦一般健康診査時及び出産時旅費助成	福祉人権課	妊婦健診受診者に対し、受診時の交通費及び宿泊費の一部を助成します。
児童手当	福祉人権課	国の施策に応じて、児童手当を支給します。
インフルエンザ接種料助成	福祉人権課	生後6ヶ月～18歳の者及び妊婦でインフルエンザ接種者に対して、接種料の一部を助成します。

# 第5章

## 量の見込みと提供体制

## 第5章 量の見込みと提供体制

### 1. 提供区域の設定

#### (1) 設定条件

子ども・子育て支援法に基づく国の基本指針では、市町村は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供する区域（教育・保育提供区域）を定めることとされています。その区域は地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、その他の条件を総合的に勘案するとともに、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を定めることとなっています。

#### (2) 量の見込みの推計手順

量の見込みについては、これまでの各事業の実績及び人口推計をもとに、算出しました。

#### (3) 設定方針

本町の教育・保育施設の状況と、国の基本指針で示された条件を勘案して、提供区域は本町全区域に設定します。

#### 【教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域】

事業区分		提供区域
教育・保育	1号認定（3～5歳：教育）	全区域
	2号認定（3～5歳：保育）	全区域
	3号認定（0～2歳：保育）	全区域
地域子ども・子育て支援事業	利用者支援事業	全区域
	地域子育て支援拠点事業	全区域
	一時預かり事業	全区域
	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	全区域
	養育支援訪問事業	全区域
	ファミリー・サポート・センター事業	全区域
	子育て短期支援事業（ショートステイ）	全区域
	延長保育事業	全区域
	病児・病後児保育事業	全区域
	放課後児童クラブ	全区域
	妊婦一般健康審査事業	全区域
	実費徴収に係る補足給付を行う事業	全区域
	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	全区域



## 2. 量の見込みと確保方策

### (1) 教育・保育事業

#### 幼稚園

学校教育法に基づく教育機関で、保護者の就労状態にかかわらず、3歳から入園できます。

##### 【1号認定】

単位：人

	平成30年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 見込み	4	11	9	9	9	10
② 確保方策		30	30	30	30	30
② - ①		19	21	21	21	20

##### 【2号認定（教育ニーズ）】

単位：人

	平成30年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 見込み	26	27	21	22	21	23
② 確保方策		30	30	30	30	30
② - ①		3	9	8	9	7

#### 【確保方策の内容】

- 「幼稚園」が1か所あり、ニーズは十分に確保されています。
- 1号認定の3歳へのニーズに対応するため、「認定こども園」への移行を実情に応じて検討していきます。

## 保育所

保護者の就労や病気等で、家庭でお子さんをみることができない場合に、保護者の代わりに保育する施設です。

### 【2号認定（保育ニーズ）】

単位：人

	平成30年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 見込み	103	100	78	82	78	86
② 確保方策		105	105	105	105	105
② - ①		5	27	23	27	19

### 【3号認定（0歳）】

単位：人

	平成30年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 見込み	11	19	18	17	16	16
② 確保方策		38	38	38	38	38
② - ①		19	20	21	22	22

### 【3号認定（1～2歳）】

単位：人

	平成30年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 見込み	67	58	67	60	57	55
② 確保方策		87	87	87	87	87
② - ①		29	20	27	30	32

### 【確保方策の内容】

- 「保育所」は4か所あり、ニーズは十分に確保されています。
- 「認定こども園」への移行を実情に応じて推進していきます。

## (2) 地域子ども・子育て支援事業

### 利用者支援事業

子ども及び保護者が、地域の子ども・子育て支援事業等の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、利用者支援を図ります。

#### 【利用者支援事業（母子保健型）】

	平成30年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 見込み	/	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
② 確保方策		1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

#### 【確保方策の内容】

○現在は実施していない事業です。

○令和2年度に母子保健型での「子育て世代包括支援センター」の設置を目指し、妊娠期から子育て期にわたり育児相談や助言を行うとともに、必要に応じて関係機関との連絡調整を実施していきます。

### 地域子育て支援拠点事業

子育て支援の拠点として、親子が気軽に集える場の提供と、子育ての負担感の軽減と不安感の解消を目指し、子育て相談や情報提供を行います。

#### 【地域子育て支援拠点事業】

単位：人日/年

	平成30年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 見込み	/	1,260	1,260	1,260	1,260	1,260
② 確保方策		1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

#### 【確保方策の内容】

○海部庁舎で実施しています。

○関係機関と連携を図り、子育てに関する情報を収集し、提供を行います。

○引き続き、各種イベントや講習を実施し、子育て家庭の参加促進を図ります。

## 一時預かり事業（幼稚園型）

保護者の就労等により、保育の必要な園児を降園時間後や、長期休業期間中に預かりを行います。

### 【一時預かり事業（幼稚園型）】

単位：人日/年

	平成30年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 見込み	4,439	4,879	3,833	3,988	3,833	4,221
② 確保方策		5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
② - ①		121	1,167	1,012	1,167	779

### 【確保方策の内容】

- 海陽幼稚園で実施しています。
- 今後も引き続き実施し、質の向上に努めます。

## 一時預かり事業（幼稚園型以外）

普段家庭で子どもを保育している保護者が、病気等で家庭での保育ができなくなった場合に、一時的に保育所でお預かりする事業です。

### 【一時預かり事業（幼稚園型以外）】

単位：人日/年

	平成30年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 見込み	76	89	82	80	76	79
② 確保方策		100	100	100	100	100
② - ①		11	18	20	24	21

### 【確保方策の内容】

- 現在2か所の保育所で実施しています。
- 今後も引き続き実施し、ニーズの状況に応じ、実施施設の拡大も検討します。

## トワイライトステイ事業

仕事等によって夜間や休日に家庭における子どもの養育が困難となった際、児童養護施設等において一時的に子どもの預かりを行う事業です。

### 【トワイライトステイ事業】

単位：人日/年

	平成30年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 見込み	0	1	1	1	1	1
② 確保方策		1	1	1	1	1
② - ①		0	0	0	0	0

### 【確保方策の内容】

- 「たちばな学苑」「宝田寮」の2か所に委託して実施しています。
- 今後も引き続き実施し、ニーズに対応できるよう、広報・周知を図ります。

## 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

新生児・乳児のいる家庭を保健師が訪問し、子育てにおける不安や疑問の軽減と発達への支援を行います。

### 【乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん）】

単位：人

	平成30年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 見込み	48	32	31	29	28	27
② 確保方策		32	31	29	28	27
② - ①		0	0	0	0	0

### 【確保方策の内容】

- 今後も引き続き、保健師による訪問を実施し、発育、発達状況の確認のほか、子育てについての情報提供を行います。

## 養育支援訪問事業

養育支援の必要な家庭に対して、その家庭を訪問し、養育に関する指導助言等を行います。

### 【養育支援訪問事業】

単位：人

	平成30年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 見込み	6	10	10	10	10	10
② 確保方策		10	10	10	10	10
② - ①		0	0	0	0	0

### 【確保方策の内容】

○支援が必要な家庭に継続して保健師が訪問し、指導及び助言を行います。

## ファミリー・サポート・センター事業

育児の援助を受けたい保護者（依頼会員）と育児の援助を行いたい人（協力会員）が地域の中で助け合いながら子育てをする事業です。

### 【ファミリー・サポート・センター事業】

単位：人

	平成30年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 見込み	47	43	41	41	39	37
② 確保方策		60	60	60	60	60
② - ①		17	19	19	21	23

### 【確保方策の内容】

○1 か所で実施しています。

○引き続き、事業の周知を図り、会員増加に努めます。

## 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病等により、家庭において子どもの養育が一時的に困難となった際、児童養護施設等において、子どもの預かりを行います。

### 【子育て短期支援事業（ショートステイ）】

単位：人日/年

	平成30年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 見込み	21	19	18	17	16	17
② 確保方策		19	18	17	16	17
② - ①		0	0	0	0	0

### 【確保方策の内容】

- 「たちばな学苑」「宝田寮」「徳島乳児院」の3か所に委託して行っています。
- 今後も引き続き、ニーズに対応できるよう、広報・周知を図ります。

## 延長保育事業

就労形態の多様化に伴う保育需要に対応するため通常保育を延長した保育を行います。

### 【延長保育事業】

単位：人

	平成30年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 見込み	11	12	11	11	11	11
② 確保方策		20	20	20	20	20
② - ①		8	9	9	9	9

### 【確保方策の内容】

- 穴喰保育所で実施しています。延長時間は30分です。
- 今後も引き続き実施し、ニーズの状況に応じ、保育所と調整しながら、実施施設の拡大も検討します。

## 病児・病後児保育事業

子どもが病気又は病気回復期のため、集団生活が困難な場合に、一時的に預かる事業です。

### 【病児・病後児保育事業】

単位：人日/年

	平成30年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 見込み	0	1	1	1	1	1
② 確保方策		1	1	1	1	1
② - ①		0	0	0	0	0

### 【確保方策の内容】

○病後児保育を徳島県看護協会に委託し実施しています。

○利便性の高い事業となるよう、見直しを図るとともに、病児保育の実施を検討していきます。

## 放課後児童クラブ

就労等により、保護者が昼間家庭にいない小学校の児童を対象に、適切な遊び及び生活の場を提供し、児童の健全育成を図る事業です。

### 【確保方策の内容】

○放課後児童クラブは現在実施していません。

(新・放課後子ども総合プランへの対応)

現在、放課後子ども教室を全校区3か所で実施し、放課後の児童の安全・安心な場所づくりに取り組んでいます。また、福祉部局（福祉人権課）と教育委員会が連携を深め、学校の余裕教室を含めた放課後の利用等について学校側と協議を行い放課後子ども教室として積極的に活用を図るとともに、運営委員会において現場の状況や課題について定期的な情報共有を図ります。



## 妊婦一般健康審査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査を実施するとともに、1人あたり14回分の妊婦健康診査の費用を一部助成します。

### 【妊婦一般健康診査事業】

単位：人回/年

	平成30年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 見込み	403	448	434	406	392	378
② 確保方策		448	434	406	392	378
② - ①		0	0	0	0	0

### 【確保方策の内容】

○今後も引き続き実施し、妊婦の疾病等の早期発見、早期治療を目的として、母子ともに安心・安全な出産を目指します。

## 実費徴収に係る補足給付を行う事業

特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具、その他教育・保育に必要な物品の購入に要する費用、通園送迎費、副食費又は行事への参加に要する費用を助成する事業です。

### 【確保方策の内容】

○当該事業は実施していません。  
○国の動向に応じ、助成の実施について検討していきます。

## 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

子育て安心プランによる保育の受け皿整備を進めていくためには、多様な事業者の能力を活用しながら保育所認定こども園、地域型保育事業等の整備を促進していくことが必要です。新規参入事業者が、事業を円滑に運営していくことができるよう、情報の収集、助言、その他の支援を行う事業です。

### 【確保方策の内容】

○当該事業は実施していません。  
○ニーズの状況に応じて、設置の促進を図ります。

# 第6章

## 計画の推進に向けて

## 第6章 計画の推進に向けて

---

### 1. 推進体制

子ども・子育て支援は市内の多くの部署が携わることから、福祉人権課が中心となって各部署や関係機関との連絡体制を構築し、情報を共有するとともに、連携・協働しながら子ども・子育て支援施策の計画的かつ効率的な推進に努めます。

また、住民(保護者)、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「海陽町子ども・子育て会議」等において、各年度の計画の進捗状況を把握し、事業の充実や見直しについての協議を行い、本事業の効果的な進行管理に努めます。

### 2. 計画の広報・啓発

子どもの健全な育成を目的として、地域で子育てをするという意識を共有するためには、住民の理解と参加が不可欠です。町のホームページ、広報紙、パンフレット等を活用し、子ども・子育て支援や地域の連携について、子育て家庭をはじめ多くの住民に関心をもってもらえるよう本計画の周知に努め、あわせて計画に基づく個々の施策の実施状況についても情報提供を行います。本計画について理解促進を図ります。

### 3. PDCA サイクルによる推進・管理体制

子ども・子育て支援の推進のためには、本計画に基づく施策の進捗状況を把握するとともに、施策が子どもやその保護者の直面している問題や課題の解決に役立ったか、希望に叶うものであったかなど、子どもや保護者の視点に立った点検・評価を行うことが重要です。

本計画は、時代の変化に対応し、さらなる改善につなげるために、PDCAサイクルによる推進体制の確立に取り組みます。

## 卷末資料

## 海陽町子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、海陽町子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 子ども・子育て支援（法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援をいう。以下この項において同じ。）に関し学識経験を有する者。
- (2) 子ども・子育て支援の関係団体に属する者
- (3) 教育関係者
- (4) 保育関係者
- (5) 子どもの保護者（法第6条第1項に規定する子どもの保護者（同条第2項に規定する保護者をいう。）をいう。）
- (6) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 会長は、子育て会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集する。ただし、会長が互選される前に招集する会議は、町長が招集する。

2 子ども・子育て会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 子ども・子育て会議は、審議のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 子育て会議の庶務は、福祉人権課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

附則（平成27年3月17日条例第9号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する

附則（平成30年12月21日条例第24号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

## 海陽町子ども・子育て会議委員名簿

	氏名	関係機関等	備考
1	若井 孝司	民生委員協議会会長	
2	川内 亨子	主任児童委員	
3	片山 隆志	海部小学校長	
4	三浦 欣也	海陽幼稚園長	
5	山口 美和	海南保育所長	
6	浦崎 千寿	海部西保育所長	
7	中川 恵美	穴喰保育所長	
8	岸 智彦	二葉保育園長	
9	辻 芳昭	放課後子ども教室	
10	斎藤 千秋	ファミリー・サポート・センター 地域子育て支援センター	
11	塩塚 成年	社会福祉協議会事務局長	
12	原 紀子	保護者代表	
13	平岡 春香	保護者代表	

第 2 期  
海陽町子ども・子育て支援事業計画

---

発行年月：令和 2（2020）年 3 月

発 行：海陽町

編 集：海陽町

〒775-0395

徳島県海部郡海陽町奥浦字新町 44 番地

T E L：0884-73-4313

F A X：0884-73-3880

---